

# 半 期 報 告 書

(第8期中) 自 平成 21 年 4 月 1 日  
至 平成 21 年 9 月 30 日



(E03538)

第8期中（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）

---

# 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社りそな銀行

# 目 次

頁

## 第8期中 半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	6
3 【関係会社の状況】	6
4 【従業員の状況】	7
第2 【事業の状況】	8
1 【業績等の概要】	8
2 【生産、受注及び販売の状況】	35
3 【対処すべき課題】	35
4 【事業等のリスク】	36
5 【経営上の重要な契約等】	36
6 【研究開発活動】	36
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	37
第3 【設備の状況】	44
1 【主要な設備の状況】	44
2 【設備の新設、除却等の計画】	44
第4 【提出会社の状況】	45
1 【株式等の状況】	45
(1) 【株式の総数等】	45
(2) 【新株予約権等の状況】	50
(3) 【ライツプランの内容】	50
(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	50
(5) 【大株主の状況】	51
(6) 【議決権の状況】	52
2 【株価の推移】	52
3 【役員の状況】	53
第5 【経理の状況】	54
1 【中間連結財務諸表等】	55
(1) 【中間連結財務諸表】	55
① 【中間連結貸借対照表】	55
② 【中間連結損益計算書】	57
③ 【中間連結株主資本等変動計算書】	58
④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	60
(2) 【その他】	113

	頁
2 【中間財務諸表等】 .....	114
(1) 【中間財務諸表】 .....	114
① 【中間貸借対照表】 .....	114
② 【中間損益計算書】 .....	116
③ 【中間株主資本等変動計算書】 .....	117
(2) 【その他】 .....	145
第6 【提出会社の参考情報】 .....	147
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	149

中間監査報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成21年11月26日

【中間会計期間】 第8期中(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

【会社名】 株式会社りそな銀行

【英訳名】 Resona Bank, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 岩 田 直 樹

【本店の所在の場所】 大阪府中央区備後町二丁目2番1号

【電話番号】 大阪(06)6271-1221(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営管理部長 古 川 裕 二

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番2号

【電話番号】 東京(03)3287-2111(代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理部主計室長 大 橋 寛 之

【縦覧に供する場所】 該当ありません

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成19年度 中間連結 会計期間	平成20年度 中間連結 会計期間	平成21年度 中間連結 会計期間	平成19年度	平成20年度
		(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)	(自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)
連結経常収益	百万円	363,101	332,595	307,811	748,331	621,158
うち連結信託報酬	百万円	3,986	3,448	14,467	8,637	7,181
連結経常利益	百万円	74,703	103	49,029	134,178	34,015
連結中間純利益	百万円	87,936	54,318	61,913	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	206,759	87,830
連結純資産額	百万円	1,325,845	1,172,950	1,188,694	1,200,783	1,051,233
連結総資産額	百万円	26,637,278	25,472,921	25,552,109	26,401,292	25,632,126
1株当たり純資産額	円	△41.75	△46.20	△19.49	△45.82	△50.61
1株当たり中間純利益金額	円	2.85	1.76	1.76	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	5.71	1.68
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	1.57	0.75	0.71	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	3.69	1.13
自己資本比率	%	4.4	4.1	4.2	4.0	3.6
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△521,447	△80,465	△199,031	△470,859	411,618
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	589,744	△62,664	△27,721	1,112,925	△409,308
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△380,271	△19,637	76,740	△562,908	△118,893
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	505,147	733,390	652,354	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	896,170	779,433
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	8,338 [7,033]	8,533 [6,705]	9,289 [6,682]	8,277 [7,024]	8,377 [6,747]
信託財産額	百万円	1,574,386	1,566,906	26,836,851	1,543,450	1,528,854

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1 「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して計算しております。
- 4 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、該当する信託業務を営む会社は当社1社です。
- 5 当社は平成21年4月1日にりそな信託銀行株式会社と合併致しました。

## (2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第6期中	第7期中	第8期中	第6期	第7期
決算年月		平成19年9月	平成20年9月	平成21年9月	平成20年3月	平成21年3月
経常収益	百万円	362,842	327,146	305,530	741,667	612,459
うち信託報酬	百万円	3,986	3,448	14,467	8,637	7,181
経常利益 (△は経常損失)	百万円	71,520	△6,745	47,159	120,733	23,140
中間純利益	百万円	87,783	50,894	61,718	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	198,739	82,050
資本金	百万円	279,928	279,928	279,928	279,928	279,928
発行済株式総数	千株	普通株式 30,845,461 乙種第一回 優先株式 680,000 戊種第一回 優先株式 240,000 己種第一回 優先株式 80,000 第1種第一回 優先株式 12,500,000 第2種第一回 優先株式 12,808,217 第3種第一回 優先株式 12,500,000	普通株式 30,845,461 乙種第一回 優先株式 680,000 戊種第一回 優先株式 240,000 己種第一回 優先株式 80,000 第1種第一回 優先株式 12,500,000 第2種第一回 優先株式 12,808,217 第3種第一回 優先株式 12,500,000	普通株式 35,123,435 己種第一回 優先株式 80,000 第1種第一回 優先株式 12,500,000 第2種第一回 優先株式 12,808,217 第3種第一回 優先株式 12,500,000	普通株式 30,845,461 乙種第一回 優先株式 680,000 戊種第一回 優先株式 240,000 己種第一回 優先株式 80,000 第1種第一回 優先株式 12,500,000 第2種第一回 優先株式 12,808,217 第3種第一回 優先株式 12,500,000	普通株式 30,845,461 乙種第一回 優先株式 680,000 戊種第一回 優先株式 240,000 己種第一回 優先株式 80,000 第1種第一回 優先株式 12,500,000 第2種第一回 優先株式 12,808,217 第3種第一回 優先株式 12,500,000
純資産額	百万円	1,173,665	1,026,774	1,058,582	1,057,099	908,379
総資産額	百万円	26,597,056	25,403,665	25,498,912	26,352,750	25,583,615
預金残高	百万円	19,092,572	18,635,548	19,125,366	19,284,738	19,460,229
貸出金残高	百万円	17,275,853	16,827,962	17,074,280	17,175,187	17,421,486
有価証券残高	百万円	4,618,583	4,104,478	4,544,220	3,950,786	4,585,867

回次		第6期中	第7期中	第8期中	第6期	第7期
決算年月		平成19年9月	平成20年9月	平成21年9月	平成20年3月	平成21年3月
1株当たり配当額	円	普通株式 5.45 乙種第一回 優先株式 3.18 戊種第一回 優先株式 7.19 己種第一回 優先株式 9.25 第1種第一回 優先株式 0.2820 第2種第一回 優先株式 0.2820 第3種第一回 優先株式 0.2820	普通株式 2.64 乙種第一回 優先株式 3.18 戊種第一回 優先株式 7.19 己種第一回 優先株式 9.25 第1種第一回 優先株式 0.351 第2種第一回 優先株式 0.351 第3種第一回 優先株式 0.351	普通株式 未定    己種第一回 優先株式 未定 第1種第一回 優先株式 未定 第2種第一回 優先株式 未定 第3種第一回 優先株式 未定	普通株式 5.55 乙種第一回 優先株式 6.36 戊種第一回 優先株式 14.38 己種第一回 優先株式 18.50 第1種第一回 優先株式 0.564 第2種第一回 優先株式 0.564 第3種第一回 優先株式 0.564	普通株式 2.65 乙種第一回 優先株式 6.36 戊種第一回 優先株式 14.38 己種第一回 優先株式 18.50 第1種第一回 優先株式 0.702 第2種第一回 優先株式 0.702 第3種第一回 優先株式 0.702
自己資本比率	%	4.4	4.0	4.2	4.0	3.5
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	8,117 [7,009]	8,306 [6,676]	9,059 [6,646]	8,053 [7,000]	8,152 [6,716]
信託財産額	百万円	1,574,386	1,566,906	26,836,851	1,543,450	1,528,854
信託勘定貸出金残高	百万円	140,978	119,121	106,554	126,327	112,856
信託勘定有価証券残高	百万円	0	0	0	0	0

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して計算しております。

3 当社は平成21年4月1日にりそな信託銀行株式会社と合併致しました。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容については、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても、異動はありません。

なお、当社とりそな信託銀行株式会社は、平成21年4月1日付で当社を存続会社として合併しております。

## 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

#### 4 【従業員の状態】

##### (1) 連結会社における従業員数

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	9,289[6,682]
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員6,587人を含んでおりません。  
2 臨時従業員数は、[ ]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

##### (2) 当社の従業員数

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	9,059[6,646]
---------	--------------

- (注) 1 従業員数は、受入出向者及び海外の現地採用者を含み、出向者、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。なお、嘱託及び臨時従業員は6,550人です。また、取締役を兼務しない執行役員33名も含んでおりません。  
2 臨時従業員数は、[ ]内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。  
3 当社の従業員組合は、りそな銀行従業員組合と称し、組合員数は7,865人(出向者を含む)です。労使間において特記すべき事項はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

(金融経済環境)

当中間連結会計期間の世界経済は、昨年秋以来の急激な落ち込みが下げ止まり、緩やかな回復に向かいました。米国では、大手行の資産査定（ストレステスト）や自動車メーカーの経営問題に目処をつけた後、市場は徐々に平常化の方向へ向かいました。雇用の悪化テンポが緩み、住宅販売が底打ちしたことから、株価は回復し、消費者や企業の心理も改善しました。特に先行指数として注目される、ISM景況感指数が製造業、非製造業とも好不況の判断の分かれ目とされる50を超えたことは象徴的な出来事でした。欧州経済も、金融機関の不良債権問題がくすぶりつつも、改善を示す経済指標の発表が相次ぎました。一方、中国では、大型財政政策や消費刺激策を背景に、内需を中心にいち早く景気が回復し始め、その後も拡大基調を維持しました。

わが国経済は、昨年秋以降、急激に落ち込んだ輸出がアジア向け中心に下げ止まりました。また、政府が定額給付金、環境対応車減税、省エネ家電のポイント制導入など、各種消費刺激策を講じたため、対象商品を中心に生産が最悪期を脱し、個人消費も下支えされました。しかし、生産はなお前年割れしており、設備稼働率は低水準にとどまりました。設備と雇用の過剰感が高く、輸出や個人消費の回復は各国の消費刺激策に下支えされている面があり、企業は設備投資や新規雇用に慎重な姿勢を崩しませんでした。このため、有効求人倍率は統計開始以来最低の水準で推移し、失業率は7月に過去最悪となる5.7%に上昇するなど、雇用情勢は引き続き悪化しました。国内企業物価は、昨年の商品価格高騰の反動で下落が続きました。消費者物価（全国、除く生鮮食品）も、昨年の反動でエネルギー価格が下がり、食品価格上昇が一服したため、前年比の下落幅は過去最大となりました。

金融資本市場は、米国の大手金融機関のストレステストを無難に終えた後、落ち着きを取り戻しました。各国で景気回復を示す経済指標の発表が続いたことも手伝い、リスクマネーが株式や国際商品へ流入し、世界的に株高・商品高の動きとなり、金利は上昇基調となりました。しかし、くすぶるドル不安や日米短期金利格差縮小も手伝い、円高が進行し、景気回復の持続性への慎重な見方が台頭しました。日経平均は1万円台にのせましたが、円の対ドルレートが、90円を割り込む円高となる中、伸び悩みました。長期金利（新発10年国債市場利回り）は、1.6%に迫る上昇を示しましたが一服し、夏場にかけて1.3%を割り込む場面も見られました。一方、短期金利は日本銀行の潤沢な流動性供給スタンスが継続する中で、低位横ばい推移となりました。

(経営方針)

当社は、公的資金による多額の資本増強を受けたことを真摯に受け止め、早期に経営の健全化を図るべく、平成15年11月に「経営の健全化のための計画（以下、健全化計画）～りそな再生のための集中再生期間における計画～」(HOPのための計画)、平成16年11月には集中再生期間後の「再生」から「飛躍」に向けた第2のステージにおける健全化計画として、「サービス業への進化をめざして」(STEPのための計画)、平成18年11月には「差別化戦略の徹底による持続的成長」により「公的資金返済」を実現していく第3のステージにおける健全化計画として「選ばれる金融サービス企業をめざして」(JUMPのための計画)を策定・公表し、「事業の選択と集中」や「業務運営の変革」に向けた様々な改革に取り組んでまいりました。

従来のりそなの改革では、リテール分野への経営資源の集中や自前主義からの脱却と、ローコスト運営による生産性追求やお客さまに軸足を置いた改革に取り組むとともに、『りそな』の差別化戦略（「地域運営」「アライアンス」「オペレーション改革」）に積極的に取り組んでまいりました。

こうした改革の成果を踏まえ、平成20年11月に、真のリテールバンクの確立を目指す計画として、平成24年3月末までを新たな計画期間とする健全化計画を公表いたしました。『りそな』の差別化戦略を徹底し、更なる「事業領域の選択と集中」（重点地域・重点ビジネスの再整理）や、「りそなスタイルの確立」（新しい企業文化の創造、個の重視、信頼度No.1への挑戦）に取り組むことで、「真のリテールバンク『りそな』」の姿をお示しするべく、あらゆる改革を進めております。

『りそな』の目指すリテールバンクの姿とは、個人・法人を問わず、地域に根付いたきめ細かなリレーションを構築し、お客さま本位のビジネスを行う金融サービス企業であります。個人のお客さまには、人生の様々な場面で活用いただける最適な商品・サービスをご提供することにより、豊かな生活設計をサポートしてまいります。また、法人のお客さまには、事業の様々な場面で経営課題の解決に向けた最適な提案をすることにより、事業の成長をサポートしております。

こうした取組みにより、金融サービス企業として他の追随を許さないリテールバンクのフロントランナーとしての地位を確立し、個人のお客さま、中堅・中小企業のお客さまとのお取引からの「リテール収益の拡大」と、質を重視した収益拡大の指標である「RORA (Return on Risk weighted Asset) の向上」を目指しております。

また、当社は、地域に根ざした金融機関として、引き続きお客さまや地域に軸足を置いた運営を徹底し、地域の資金ニーズに積極的にお応えするなど地域に貢献してまいります。さらに、グループの企業価値向上のため、平成21年4月1日にりそな信託銀行株式会社と合併し、商業銀行の豊富なお客さま基盤と信託銀行の高い専門性を有機的に結合させ、信頼と信任をベースとしたお客さまとのリレーションを軸に、信託機能を活用したソリューションをご提供してまいります。

## (業績)

当中間連結会計期間における財政状態及び経営成績は、以下のとおりとなりました。なお、前中間連結会計期間における財政状態及び経営成績は、平成21年4月1日に合併したりそな信託銀行株式会社の計数を含んでおりません。

総資産は前連結会計年度末比800億円減少して25兆5,521億円となりました。

資産では、その他資産は前連結会計年度末比3,445億円増加して1兆1,451億円に、コールローン及び買入手形は前連結会計年度末比1,185億円増加して5,307億円となりましたものの、貸出金は前連結会計年度末比3,427億円減少して17兆1,134億円に、現金預け金は前連結会計年度末比629億円減少して1兆39億円となりました。

負債につきましては、借入金は前連結会計年度末比3,354億円増加して8,799億円となりました一方、売現先勘定は前連結会計年度末比6,674億円減少して1,119億円に、預金は前連結会計年度末比3,311億円減少して19兆1,570億円となっております。なお、定期預金は前連結会計年度末比1,153億円増加し、7兆2,838億円となっております。

純資産の部につきましては、中間純利益の計上等により株主資本合計が前連結会計年度末比805億円増加し9,601億円に、その他有価証券評価差額金の増加などにより評価・換算差額等合計が前連結会計年度末比700億円増加して1,188億円に、少数株主持分が前連結会計年度末比131億円減少して1,097億円となっております。以上の結果、純資産の部合計では前連結会計年度末比1,374億円増加し

て、1兆1,886億円となっております。

経営成績につきましては、経常収益が前中間連結会計期間比247億円減少し3,078億円となりました。内訳を見ますと、特定取引収益が前中間連結会計期間比270億円増加して286億円となりましたものの、貸出金利回りの低下などにより資金運用収益が前中間連結会計期間比377億円減少して1,900億円に、その他業務収益が前中間連結会計期間比136億円減少して161億円となりました。

経常費用は、前中間連結会計期間比737億円減少し、2,587億円となりました。内訳を見ますと、外国為替売買損の計上などにより、その他業務費用が前中間連結会計期間比198億円増加して258億円に、営業経費が前中間連結会計期間比80億増加して1,188億円となりました一方、与信費用の大幅な減少により、その他経常費用が前中間連結会計期間比761億円減少して549億円になったほか、預金金利の低下などにより資金調達費用が前中間連結会計期間比228億円減少して338億円となりました。

特別利益につきましては、前中間連結会計期間比1,024億円減少して130億円となりました。これは、前中間連結会計期間に東京本社ビルを売却した際の売却益を計上したことなどによるものであります。また、特別損失は前中間連結会計期間比4億円増加して29億円となりました。なお、法人税等調整額は、前連結会計期間比613億円減少して△155億円となっております。

以上により、連結経常利益は前中間連結会計期間比489億円増加し490億円に、連結中間純利益は前中間連結会計期間比75億円増加し619億円となりました。また、1株当たり中間純利益は1円76銭となっております。なお、当社グループの業績中、事業の種類別では銀行信託業務が、所在地別では本邦における業務が、各々大宗を占めています。

(平成21年9月末における剰余金の分配可能額について)

会社法第461条では、剰余金の配当等を行った場合の効力発生日における剰余金の分配可能額について定めていますが、平成21年9月末における剰余金の分配可能額は、3,017億円であります。

(キャッシュ・フローの状況)

営業活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間比1,185億円支出が増加して、1,990億円の支出となりました。これは、主としてコールマネー等の減少によるものです。投資活動によるキャッシュ・フローは、前中間連結会計期間比349億円支出が減少して277億円の支出となりました。これは主として有価証券の取得による支出が減少したものです。財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債の発行による収入を主因として前中間連結会計期間比963億円収入が増加して767億円の収入となりました。また、りそな信託銀行株式会社との合併に伴い、現金及び現金同等物が229億円増加しております。これらの結果、現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高は、前連結会計年度末比1,270億円減少して6,523億円となりました。

以下、「(1)国内・海外別収支」～「(6)「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況」における前中間連結会計期間及び前連結会計年度は、前中間連結会計期間及び前連結会計年度の株式会社りそな銀行の計数を記載しており、平成21年4月1日に合併したりりそな信託銀行株式会社の計数を含んでおりません。

(1) 国内・海外別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は、国内は1,536億円、海外は49億円となり、合計(相殺消去後。以下同じ)では、1,561億円となりました。

信託報酬及び特定取引収支は国内のみであり、それぞれ144億円、280億円となりました。

また、役務取引等収支及びその他業務収支は国内がその大半を占めており、それぞれ合計では227億円、△97億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	167,464	5,576	1,946	171,094
	当中間連結会計期間	153,607	4,954	2,366	156,195
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	225,750	6,920	4,910	227,760
	当中間連結会計期間	188,327	5,936	4,230	190,033
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	58,285	1,344	2,963	56,666
	当中間連結会計期間	34,719	981	1,863	33,837
信託報酬	前中間連結会計期間	3,448	—	—	3,448
	当中間連結会計期間	14,467	—	—	14,467
役務取引等収支	前中間連結会計期間	28,011	216	—	28,227
	当中間連結会計期間	22,598	140	—	22,738
うち役務取引等 収益	前中間連結会計期間	48,562	240	—	48,802
	当中間連結会計期間	47,220	170	—	47,391
うち役務取引等 費用	前中間連結会計期間	20,551	23	—	20,575
	当中間連結会計期間	24,622	30	—	24,652
特定取引収支	前中間連結会計期間	△5,806	—	—	△5,806
	当中間連結会計期間	28,009	—	—	28,009
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	1,572	—	—	1,572
	当中間連結会計期間	28,660	—	—	28,660
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	7,379	—	—	7,379
	当中間連結会計期間	651	—	—	651
その他業務収支	前中間連結会計期間	23,658	107	0	23,764
	当中間連結会計期間	△10,291	570	—	△9,720
うちその他業務 収益	前中間連結会計期間	29,658	107	0	29,764
	当中間連結会計期間	16,035	89	—	16,124
うちその他業務 費用	前中間連結会計期間	6,000	—	—	6,000
	当中間連結会計期間	26,326	△480	—	25,845

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

3 資金調達費用は、金銭の信託運用見合額の利息を控除しております。

## (2) 国内・海外別資金運用／調達状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定平均残高は、貸出金を中心に22兆5,121億円(相殺消去前)となりました。

このうち国内は22兆3,305億円、海外は1,816億円となりました。

資金調達勘定平均残高は、預金を中心に23兆838億円(相殺消去前)となりました。

このうち国内は23兆267億円、海外は571億円となりました。

資金運用勘定の利回りは、国内は1.68%、海外は6.51%、合計では1.69%となりました。

資金調達勘定の利回りは、国内は0.30%、海外は3.42%、合計では0.29%となりました。

## ① 国内

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	23,255,774	225,750	1.93
	当中間連結会計期間	22,330,543	188,327	1.68
うち貸出金	前中間連結会計期間	16,787,797	180,884	2.14
	当中間連結会計期間	16,825,452	163,385	1.93
うち有価証券	前中間連結会計期間	4,127,317	18,167	0.87
	当中間連結会計期間	4,676,285	13,599	0.58
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	1,415,005	6,415	0.90
	当中間連結会計期間	474,560	562	0.23
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引支払 保証金	前中間連結会計期間	32,300	80	0.49
	当中間連結会計期間	7,649	3	0.09
うち預け金	前中間連結会計期間	797,505	7,309	1.82
	当中間連結会計期間	346,676	1,018	0.58
資金調達勘定	前中間連結会計期間	23,790,934	58,285	0.48
	当中間連結会計期間	23,026,700	34,719	0.30
うち預金	前中間連結会計期間	18,473,557	28,332	0.30
	当中間連結会計期間	18,694,237	16,857	0.17
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	2,472,860	6,151	0.49
	当中間連結会計期間	1,531,993	1,578	0.20
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	1,066,341	3,483	0.65
	当中間連結会計期間	657,593	415	0.12
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	226,821	679	0.59
	当中間連結会計期間	566,403	364	0.12
うち債券貸借取引受入 担保金	前中間連結会計期間	79,552	250	0.62
	当中間連結会計期間	59,109	33	0.11
うちコマース・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	369,669	1,366	0.73
	当中間連結会計期間	453,814	684	0.30

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

② 海外

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	194,246	6,920	7.10
	当中間連結会計期間	181,630	5,936	6.51
うち貸出金	前中間連結会計期間	64,004	2,246	7.00
	当中間連結会計期間	53,789	1,836	6.81
うち有価証券	前中間連結会計期間	124,858	4,525	7.22
	当中間連結会計期間	116,501	3,992	6.83
うちコールローン及び 買入手形	前中間連結会計期間	2,744	110	8.04
	当中間連結会計期間	6,776	91	2.68
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引支払 保証金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	6	0	1.66
	当中間連結会計期間	1,518	6	0.85
資金調達勘定	前中間連結会計期間	63,116	1,344	4.24
	当中間連結会計期間	57,155	981	3.42
うち預金	前中間連結会計期間	37,712	738	3.90
	当中間連結会計期間	34,057	388	2.27
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコールマネー及び 売渡手形	前中間連結会計期間	90	18	39.96
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち債券貸借取引受入 担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコマーシャル・ ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	13,077	273	4.17
	当中間連結会計期間	11,036	205	3.72

(注) 1 「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の海外連結子会社については、月末毎又は半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

3 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り (%)
		小計	相殺 消去額 (△)	合計	小計	相殺 消去額 (△)	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	23,450,021	146,424	23,303,596	232,671	4,910	227,760	1.94
	当中間連結会計期間	22,512,174	138,913	22,373,260	194,263	4,230	190,033	1.69
うち貸出金	前中間連結会計期間	16,851,801	19,462	16,832,338	183,131	402	182,728	2.16
	当中間連結会計期間	16,879,242	16,801	16,862,440	165,222	259	164,963	1.95
うち有価証券	前中間連結会計期間	4,252,176	125,832	4,126,343	22,692	4,500	18,191	0.87
	当中間連結会計期間	4,792,787	116,847	4,675,939	17,592	3,968	13,623	0.58
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	1,417,750	—	1,417,750	6,526	1	6,524	0.91
	当中間連結会計期間	481,337	4,214	477,122	653	3	650	0.27
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	32,300	—	32,300	80	—	80	0.49
	当中間連結会計期間	7,649	—	7,649	3	—	3	0.09
うち預け金	前中間連結会計期間	797,511	259	797,252	7,309	5	7,304	1.82
	当中間連結会計期間	348,194	—	348,194	1,025	—	1,025	0.58
資金調達勘定	前中間連結会計期間	23,854,051	140,077	23,713,973	59,630	2,963	56,666	0.47
	当中間連結会計期間	23,083,856	132,428	22,951,427	35,701	1,863	33,837	0.29
うち預金	前中間連結会計期間	18,511,269	—	18,511,269	29,071	3	29,068	0.31
	当中間連結会計期間	18,728,295	4,259	18,724,035	17,246	3	17,243	0.18
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	2,472,860	—	2,472,860	6,151	—	6,151	0.49
	当中間連結会計期間	1,531,993	—	1,531,993	1,578	—	1,578	0.20
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	1,066,432	—	1,066,432	3,501	7	3,494	0.65
	当中間連結会計期間	657,593	—	657,593	415	—	415	0.12
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	226,821	—	226,821	679	—	679	0.59
	当中間連結会計期間	566,403	—	566,403	364	—	364	0.12
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	79,552	—	79,552	250	—	250	0.62
	当中間連結会計期間	59,109	—	59,109	33	—	33	0.11
うちコマース ・ペーパー	前中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	382,746	20,041	362,704	1,639	423	1,216	0.66
	当中間連結会計期間	464,851	16,692	448,158	890	322	567	0.25

(注) 1 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は、金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除しております。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益合計は473億円、役務取引等費用合計は246億円となり、役務取引等収支合計では227億円となりました。

なお、国内が役務取引等収支の大宗を占めております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	48,562	240	—	48,802
	当中間連結会計期間	47,220	170	—	47,391
うち預金・ 貸出業務	前中間連結会計期間	10,485	76	—	10,561
	当中間連結会計期間	10,507	48	—	10,555
うち為替業務	前中間連結会計期間	13,097	160	—	13,258
	当中間連結会計期間	12,133	117	—	12,251
うち信託関連業務	前中間連結会計期間	4,559	—	—	4,559
	当中間連結会計期間	6,356	—	—	6,356
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	7,721	—	—	7,721
	当中間連結会計期間	6,423	—	—	6,423
うち代理業務	前中間連結会計期間	3,465	—	—	3,465
	当中間連結会計期間	2,955	—	—	2,955
うち保護預り・ 貸金庫業務	前中間連結会計期間	1,214	0	—	1,214
	当中間連結会計期間	1,162	0	—	1,163
うち保証業務	前中間連結会計期間	1,399	—	—	1,399
	当中間連結会計期間	1,102	—	—	1,102
役務取引等費用	前中間連結会計期間	20,551	23	—	20,575
	当中間連結会計期間	24,622	30	—	24,652
うち為替業務	前中間連結会計期間	3,110	—	—	3,110
	当中間連結会計期間	2,981	—	—	2,981

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間の特定取引収益は286億円、特定取引費用は6億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	1,572	—	—	1,572
	当中間連結会計期間	28,660	—	—	28,660
うち商品有価証券 収益	前中間連結会計期間	110	—	—	110
	当中間連結会計期間	228	—	—	228
うち特定取引 有価証券収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融 派生商品収益	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	27,737	—	—	27,737
うちその他の 特定取引収益	前中間連結会計期間	1,462	—	—	1,462
	当中間連結会計期間	693	—	—	693
特定取引費用	前中間連結会計期間	7,379	—	—	7,379
	当中間連結会計期間	651	—	—	651
うち商品有価証券 費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券費用	前中間連結会計期間	706	—	—	706
	当中間連結会計期間	651	—	—	651
うち特定金融 派生商品費用	前中間連結会計期間	6,672	—	—	6,672
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うちその他の 特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

② 特定取引資産・負債の内訳(末残)

当中間連結会計期間末の特定取引資産は4,810億円、特定取引負債は1,614億円となり、すべて国内で計上しております。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	562,977	—	—	562,977
	当中間連結会計期間	481,046	—	—	481,046
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	7,626	—	—	7,626
	当中間連結会計期間	7,537	—	—	7,537
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	54	—	—	54
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定金融派生 商品	前中間連結会計期間	113,513	—	—	113,513
	当中間連結会計期間	186,345	—	—	186,345
うちその他の 特定取引資産	前中間連結会計期間	441,782	—	—	441,782
	当中間連結会計期間	287,163	—	—	287,163
特定取引負債	前中間連結会計期間	95,224	—	—	95,224
	当中間連結会計期間	161,409	—	—	161,409
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	12,826	—	—	12,826
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	10	—	—	10
うち特定取引売付 債券	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	53	—	—	53
	当中間連結会計期間	124	—	—	124
うち特定金融派生 商品	前中間連結会計期間	82,344	—	—	82,344
	当中間連結会計期間	161,274	—	—	161,274
うちその他の 特定取引負債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

(5) 銀行業務の状況

① 国内・海外別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	18,635,548	44,295	—	18,679,843
	当中間連結会計期間	19,125,366	35,260	3,608	19,157,018
うち流動性預金	前中間連結会計期間	10,778,459	20,476	—	10,798,935
	当中間連結会計期間	11,193,020	19,732	—	11,212,753
うち定期性預金	前中間連結会計期間	7,187,983	23,818	—	7,211,801
	当中間連結会計期間	7,268,320	15,527	—	7,283,847
うちその他	前中間連結会計期間	669,106	—	—	669,106
	当中間連結会計期間	664,025	—	3,608	660,416
譲渡性預金	前中間連結会計期間	2,110,750	—	—	2,110,750
	当中間連結会計期間	1,377,270	—	—	1,377,270
総合計	前中間連結会計期間	20,746,298	44,295	—	20,790,593
	当中間連結会計期間	20,502,636	35,260	3,608	20,534,288

(注) 1 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

定期性預金＝定期預金

2 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。

3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

② 国内・海外別貸出金残高の状況

(A) 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成20年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	16,816,539	100.00
製造業	1,879,641	11.18
農業	6,911	0.04
林業	985	0.01
漁業	7,739	0.05
鉱業	16,222	0.10
建設業	474,058	2.82
電気・ガス・熱供給・水道業	52,693	0.30
情報通信業	250,325	1.49
運輸業	389,864	2.32
卸売・小売業	1,866,962	11.10
金融・保険業	701,568	4.17
不動産業	1,800,429	10.71
各種サービス業	1,462,583	8.70
地方公共団体	283,049	1.68
その他	7,623,502	45.33
海外及び特別国際金融取引勘定分	57,485	100.00
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	57,485	100.00
合計	16,874,024	—

(注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。「海外」とは、海外連結子会社であります。

2 「国内（除く特別国際金融取引勘定分）」の「その他」には、下記の計数が含まれております。

	平成20年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	7,012,953	41.70

業種別	平成21年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	17,071,023	100.00
製造業	2,122,589	12.43
農業, 林業	8,643	0.05
漁業	7,569	0.04
鉱業, 採石業, 砂利採取業	14,253	0.08
建設業	442,943	2.60
電気・ガス・熱供給・水道業	51,482	0.30
情報通信業	279,874	1.64
運輸業, 郵便業	417,611	2.45
卸売業, 小売業	1,902,138	11.14
金融業, 保険業	693,130	4.06
不動産業	1,530,250	8.97
物品賃貸業	266,237	1.56
各種サービス業	1,159,574	6.79
国, 地方公共団体	370,739	2.17
その他	7,803,986	45.72
海外及び特別国際金融取引勘定分	42,449	100.00
政府等	—	—
金融機関	—	—
その他	42,449	100.00
合計	17,113,473	—

- (注) 1 「国内」とは当社及び国内連結子会社であります。  
また、「海外」とは、海外連結子会社であります。
- 2 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に従い、当中間連結会計期間から業種の表示を一部変更しております。
- 3 「国内(除く特別国際金融取引勘定分)」の「その他」には下記の計数が含まれております。

	平成21年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	7,226,129	42.32

## (B) 外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	外国政府等向け債権残高(百万円)
平成20年9月30日	インドネシア	60,769
	アルゼンチン	7
	エクアドル	0
	合計	60,777
	(資産の総額に対する割合：(%))	( 0.23 )
平成21年9月30日	インドネシア	44,345
	アルゼンチン	7
	エクアドル	0
	合計	44,352
	(資産の総額に対する割合：(%))	( 0.17 )

(注) 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国に所在する外国政府等の債権残高を掲げております。

③ 国内・海外別有価証券の状況  
有価証券残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額 (△)	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	2,678,248	—	—	2,678,248
	当中間連結会計期間	3,529,347	—	—	3,529,347
地方債	前中間連結会計期間	103,873	—	—	103,873
	当中間連結会計期間	32,944	—	—	32,944
社債	前中間連結会計期間	604,951	—	—	604,951
	当中間連結会計期間	461,656	—	—	461,656
短期社債	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
株式	前中間連結会計期間	505,566	—	—	505,566
	当中間連結会計期間	458,887	—	—	458,887
その他の証券	前中間連結会計期間	229,304	7,792	6,615	230,482
	当中間連結会計期間	80,763	7,337	6,615	81,485
合計	前中間連結会計期間	4,121,943	7,792	6,615	4,123,120
	当中間連結会計期間	4,563,598	7,337	6,615	4,564,320

- (注) 1 「国内」とは、当社及び国内連結子会社であります。また、「海外」とは、海外連結子会社であります。  
2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。  
3 「相殺消去額」は、連結会社間の取引その他連結上の調整であります。

## (6) 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、当社1社です。

## ① 信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

## 資産

科目	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)		前連結会計年度 (平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	119,121	7.60	106,554	0.40	112,856	7.38
有価証券	0	0.00	0	0.00	0	0.00
信託受益権	—	—	25,352,161	94.47	—	—
受託有価証券	372	0.02	853	0.00	501	0.03
金銭債権	348,948	22.27	300,357	1.12	353,466	23.12
有形固定資産	682,711	43.57	647,528	2.41	678,554	44.38
無形固定資産	3,568	0.23	3,481	0.01	3,570	0.24
その他債権	10,036	0.64	9,584	0.04	9,677	0.63
銀行勘定貸	377,925	24.12	393,595	1.47	345,877	22.63
現金預け金	24,221	1.55	22,733	0.08	24,349	1.59
合計	1,566,906	100.00	26,836,851	100.00	1,528,854	100.00

## 負債

科目	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)		前連結会計年度 (平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	470,981	30.06	6,962,915	25.95	434,462	28.42
年金信託	—	—	3,481,271	12.97	—	—
財産形成給付信託	1,011	0.06	1,022	0.00	1,060	0.07
投資信託	—	—	14,646,785	54.58	—	—
金銭信託以外の金銭の信託	0	0.00	124,210	0.46	0	0.00
有価証券の信託	372	0.02	392,268	1.46	501	0.03
金銭債権の信託	370,841	23.67	324,436	1.21	373,541	24.43
土地及びその定着物の信託	121,237	7.74	114,337	0.43	120,071	7.85
土地及びその定着物の賃借権の信託	4,771	0.30	2,940	0.01	4,689	0.31
包括信託	597,688	38.15	786,663	2.93	594,525	38.89
合計	1,566,906	100.00	26,836,851	100.00	1,528,854	100.00

(注) 1 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

## 2 共同信託他社管理財産

前中間連結会計期間末	20,458百万円
当中間連結会計期間末	1,874,688百万円
前連結会計年度	17,290百万円

② 貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	534	0.45
農業	—	—
林業	—	—
漁業	—	—
鉱業	—	—
建設業	461	0.39
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業	289	0.24
卸売・小売業	542	0.46
金融・保険業	26,056	21.87
不動産業	4,345	3.65
各種サービス業	768	0.64
地方公共団体	—	—
その他	86,123	72.30
合計	119,121	100.00

(注) 「その他」には、下記の計数が含まれております。

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	72,317	60.70

業種別	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
製造業	416	0.39
農業, 林業	—	—
漁業	—	—
鉱業, 採石業, 砂利採取業	—	—
建設業	8	0.01
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業, 郵便業	233	0.22
卸売業, 小売業	233	0.22
金融業, 保険業	25,505	23.94
不動産業	3,656	3.43
物品賃貸業	—	—
各種サービス業	545	0.51
国, 地方公共団体	—	—
その他	75,954	71.28
合計	106,554	100.00

(注) 1 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、当中間連結会計期間から業種の表示を一部変更しております。

2 「その他」には、下記の計数が含まれております。

	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
住宅ローン	64,388	60.42

③ 元本補てん契約のある信託の運用／受入状況  
金銭信託

科目	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)		前連結会計年度 (平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	119,000	26.94	106,554	22.27	112,792	27.43
有価証券	—	—	—	—	—	—
その他	322,759	73.06	371,964	77.73	298,467	72.57
資産計	441,760	100.00	478,519	100.00	411,260	100.00
元本	440,982	99.82	477,959	99.88	410,635	99.85
債権償却準備金	358	0.08	321	0.07	340	0.08
その他	419	0.10	238	0.05	284	0.07
負債計	441,760	100.00	478,519	100.00	411,260	100.00

(注) 1 信託財産の運用のため再信託された信託を含みます。

2 リスク管理債権の状況

前中間連結会計期間末 貸出金119,000百万円のうち、破綻先債権額は46百万円、延滞債権額は19,709百万円、3ヵ月以上延滞債権額は112百万円、貸出条件緩和債権額は3,912百万円です。  
また、これらの債権額の合計額は23,781百万円です。

当中間連結会計期間末 貸出金106,554百万円のうち、破綻先債権額は19百万円、延滞債権額は19,700百万円、3ヵ月以上延滞債権額は174百万円、貸出条件緩和債権額は3,593百万円です。  
また、これらの債権額の合計額は23,488百万円です。

前連結会計年度 貸出金112,792百万円のうち、破綻先債権額は38百万円、延滞債権額は19,486百万円、3ヵ月以上延滞債権額は32百万円、貸出条件緩和債権額は3,803百万円です。  
また、これらの債権額の合計額は23,360百万円です。

## (資産の査定)

### (参考)

資産の査定は、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

#### 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

#### 2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

#### 3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

#### 4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

### 資産の査定額

債権の区分	平成20年9月30日	平成21年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	3	1
危険債権	194	195
要管理債権	40	37
正常債権	952	830

(単体情報)

(参考)

当社の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

なお、前中間会計期間については、前中間会計期間の株式会社りそな銀行の計数を記載しており、平成21年4月1日に合併したりりそな信託銀行株式会社の計数を含んでおりません。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	216,996	208,284	△8,711
うち信託報酬	3,448	14,467	11,019
うち信託勘定不良債権処理損失	△109	△6	103
貸出金償却	97	7	△89
その他の債権売却損等	△207	△13	193
経費(除く臨時処理分)	114,721	115,879	1,157
人件費	35,487	39,860	4,373
物件費	71,212	69,578	△1,634
税金	8,021	6,440	△1,580
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	102,274	92,405	△9,869
一般貸倒引当金繰入額	114	4,081	3,967
業務純益	102,160	88,324	△13,836
信託勘定償却前業務純益	102,050	88,318	△13,732
信託勘定償却前業務純益 (一般貸倒引当金繰入前)	102,164	92,399	△9,765
うち債券関係損益	4,132	12,526	8,393
臨時損益	△108,906	△41,164	67,741
株式関係損益	△2,942	705	3,648
銀行勘定不良債権処理損失	115,701	41,891	△73,810
貸出金償却	63,128	19,262	△43,865
個別貸倒引当金繰入額	52,400	22,622	△29,778
特定海外債権引当勘定繰入額	350	△739	△1,089
その他の債権売却損等	△177	745	923
その他臨時損益	9,738	21	△9,717
経常利益	△6,745	47,159	53,905
特別損益	112,948	10,052	△102,895
うち固定資産処分損益	104,402	△526	△104,929
うち減損損失	2,160	2,462	301
うち与信費用戻入額	10,706	8,363	△2,342
うち劣後特約付社債の買入消却益	—	4,678	4,678
税引前中間純利益	106,202	57,212	△48,990
法人税、住民税及び事業税	9,515	11,083	1,567
法人税等調整額	45,792	△15,589	△61,381
法人税等合計	55,307	△4,506	△59,814
中間純利益	50,894	61,718	10,824
与信関連費用総額	104,999	37,603	△67,396

- (注) 1 業務粗利益＝(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋信託報酬＋役務取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支  
 2 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額  
 3 信託勘定償却前業務純益＝業務純益＋信託勘定不良債権処理損失  
 4 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。  
 5 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。  
 6 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却  
 7 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却  
 8 与信関連費用総額＝信託勘定不良債権処理損失＋一般貸倒引当金繰入額＋銀行勘定不良債権処理損失－与信費用戻入額  
 9 りそな信託銀行株式会社の前中間会計期間に係る損益の概要は以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (百万円)
業務粗利益	14,697
うち信託報酬	15,389
経費(除く臨時処理分)	5,952
人件費	2,179
物件費	3,703
税金	69
業務純益	8,744
信託勘定償却前業務純益	8,744
臨時損益	4
その他臨時損益	4
経常利益	8,749
特別損益	△0
うち固定資産処分損益	△0
税引前中間純利益	8,748
法人税、住民税及び事業税	3,269
法人税等調整額	291
法人税等合計	3,560
中間純利益	5,187
与信関連費用総額	—

## 2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B)－(A)
(1) 資金運用利回 ①	1.85	1.63	△0.22
(イ)貸出金利回	2.14	1.93	△0.20
(ロ)有価証券利回	0.91	0.56	△0.34
(2) 資金調達原価 ②	1.27	1.14	△0.12
(イ)預金等利回	0.29	0.17	△0.11
(ロ)外部負債利回	0.59	0.14	△0.44
(3) 総資金利鞘 ①－②	0.58	0.48	△0.09

- (注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。  
 2 「外部負債」＝コールマネー＋売渡手形＋借入金

### 3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(% ) (B) - (A)
信託勘定償却前業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	—	—	—
業務純益ベース	—	—	—
中間純利益ベース	—	—	—

(注) ROE算出式

$$= \frac{\text{普通株式に係る業務純益(又は中間純利益)} \times 365 \div 183}{\{(期首純資産の部合計 - 期首発行済優先株式数 \times \text{発行価額}) + (\text{期末純資産の部合計} - \text{期末発行済優先株式数} \times \text{発行価額})\} \div 2}$$

#### 4 預金・貸出金の状況(単体)

##### (1) 銀行勘定

##### ① 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
預金(末残)	18,635,548	19,125,366	489,818
預金(平残)	18,473,557	18,694,237	220,680
貸出金(末残)	16,827,962	17,074,280	246,317
貸出金(平残)	16,787,797	16,825,452	37,655

##### ② 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
個人	11,243,841	11,445,508	201,666
法人その他	7,391,038	7,655,667	264,628
合計	18,634,880	19,101,176	466,295

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

##### ③ 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
消費者ローン残高	7,211,524	7,410,453	198,929
うち住宅ローン残高	7,012,953	7,226,129	213,175
うちその他ローン残高	198,570	184,323	△14,246

④ 中小企業等貸出金

			前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	①	百万円	13,872,590	13,984,929	112,339
総貸出金残高	②	百万円	16,827,962	17,074,280	246,318
中小企業等貸出金比率	①/②	%	82.43	81.90	△0.53
中小企業等貸出先件数	③	件	661,534	664,333	2,799
総貸出先件数	④	件	663,652	666,354	2,702
中小企業等貸出先件数比率	③/④	%	99.68	99.69	0.01

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

(2) 信託勘定

① 元本補てん契約のある信託の元本・貸出金の残高

		前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
元本	末残	440,982	477,959	36,977
	平残	440,395	431,634	△8,760
貸出金	末残	119,000	106,554	△12,446
	平残	122,685	109,967	△12,718

② 元本補てん契約のある信託の個人・法人別元本残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	204,793	193,269	△11,523
法人その他	236,189	284,689	48,500
合計	440,982	477,959	36,977

③ 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	83,489	73,516	△9,973
うち住宅ローン残高	72,317	64,388	△7,928
うちその他ローン残高	11,172	9,127	△2,044

④ 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	92,654	81,003	△11,650
総貸出金残高	② 百万円	119,121	106,554	△12,566
中小企業等貸出金比率	①/② %	77.78	76.02	△1.76
中小企業等貸出先件数	③ 件	6,018	5,610	△408
総貸出先件数	④ 件	6,058	5,645	△413
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.33	99.37	0.04

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	121	1,739	113	1,254
信用状	2,624	27,009	2,281	19,974
保証	52,907	468,046	48,930	418,161
計	55,652	496,795	51,324	439,391

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当社の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成20年9月30日	平成21年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	646	725
危険債権	2,874	2,795
要管理債権	1,605	1,385
正常債権	172,047	173,460

(参考) 銀行勘定・信託勘定合算

債権の区分	平成20年9月30日	平成21年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	649	727
危険債権	3,069	2,990
要管理債権	1,645	1,422
正常債権	173,000	174,291

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

## 3 【対処すべき課題】

当社は、「真のリテールバンクの確立」のため、平成20年11月に新たな健全化計画を公表し、この計画に基づいて、『りそな』の差別化戦略を徹底し、更なる「事業領域の選択と集中」（重点地域・重点ビジネスの再整理）や、「りそなスタイルの確立」（新しい企業文化の創造、個の重視、信頼度No.1への挑戦）に取り組んでまいります。

### ①事業領域の選択と集中

当社グループは、『りそな』の強みを発揮できる地域（エリア）・事業分野（ビジネス）に経営資源を集中的に配分してまいります。

#### （重点地域）

りそなグループの重点地域を大阪・埼玉・東京とし、平成20年4月に株式会社りそなホールディングスに新設された金融マーケティング研究所の調査・分析機能を活用したきめ細かなエリアマーケティングをベースに、従来以上に地域やビジネスの特性に応じた経営資源の最適配分を実施しております。

#### （重点ビジネス）

当社グループは、『りそな』の強みである5大ビジネス（「中小企業取引」「個人ローン」「金融商品販売」「不動産」「企業年金」）を、「個人分野の強化」「信託機能の強化」「ソリューション提供力の強化」を切り口に、マーケットインの発想で事業領域として再整理し、今まで以上にお客さま本位のビジネスを展開するべく努めております。

#### ・個人ビジネス

個人のお客さまには、人生の様々な場面で活用いただける最適な商品・サービスをご提供することにより、豊かな生活設計をサポートしております。「お客さまへの付加価値の提供」を行動の起点としたお客さま本位のビジネスにこだわり、お客さまのセグメントごとの担当の明確化、お客さま接点の拡充、CRM（カスタマー・リレーションシップ・マネジメント）の活用により集積されたお客さま情報に基づく営業推進やマーケティングの強化に努めております。

#### ・法人ビジネス

当社グループは、セグメントごとの担当制と支援機能の充実や、質を重視した営業活動により、お客さま1社1社とのリレーションを大切にしております。営業現場と本部が一体となって知恵やスキルを結集することで、お客さまの抱える経営課題に最適な解決策（中小企業貸出・不動産・企業年金等）をご提供できる経営課題解決型のビジネスを展開しております。

### ②りそなスタイルの確立

当社グループは、ローコスト運営による生産性追求、お客さまに軸足を置いた業務運営の変革、及び差別化戦略を支えるサービス改革に取り組んでまいりました。引き続き、差別化のためのこれらの変革を更に

深化させ、「新しい企業文化の創造」「個の重視」「信頼度No.1への挑戦」に取組み、定着を図ることにより「りそなスタイル」を確立し、リテールバンクのフロントランナーを目指してまいります。

#### (新しい企業文化の創造)

当社グループは、差別化された業務運営を確立するため、ローコスト運営・営業力強化・オペレーション改革を進めてまいりました。こうした改革を継続し、更なる生産性の向上・リスク管理の高度化・競争力の向上に向け、ペーパーレス事務運営・ワークスタイルの変革・マーケティングの強化に取組み、新しい企業文化の創造に取り組んでおります。

#### (個の重視)

当社グループは、お客さまとのリレーションの向上や、ダイバーシティマネジメントへの挑戦を課題として、地域運営等様々な差別化戦略を実施してまいりました。引き続き、お客さま一人ひとり、従業員一人ひとりを大切にし、リレーションの強化や人材改革に取り組んでまいります。

#### (信頼度No. 1への挑戦)

当社グループは、“金融サービス企業の基本は「信頼」である”との認識のもと、誠実かつ正確なサービス提供と社会や地域への貢献に努め、信頼度No.1企業を目指してまいりました。引き続き、お客さまから「永く取引をしたい銀行」と認めていただけるように「サービス改革」や「CSR」への取組みを強化してまいります。

りそなグループは、『りそな』の原点である地域に密着した金融機関としての姿勢や地域のお客さまを大切にする方針をこれまで以上に徹底してまいります。さらに、これからも様々な変革に挑戦することにより、「真のリテールバンクの確立」を目指してまいりますので、何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

## 5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当中間連結会計期間の財政状態及び経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。なお、本項に記載した将来に関する事項は、当半期報告書提出日現在において判断したものであり、リスクと不確実性を内包しているため、今後様々な要因によって大きく異なる結果となる可能性がありますので、ご注意ください。

りそなグループは、平成20年11月に真のリテールバンクの確立を目指す計画として、平成24年3月末までを新たな計画期間とする健全化計画を公表いたしました。「りそな」の差別化戦略（「地域運営」「アライアンス」「オペレーション改革」）を徹底し、更なる「事業領域の選択と集中」（重点地域・重点ビジネスの再整理）や、「りそなスタイルの確立」（新しい企業文化の創造、個の重視、信頼度No. 1への挑戦）に取り組んでまいります。

### （概要）

- ・当中間連結会計期間は、資金利益が預貸金利益の減少や短期資金関連の運用益の減少などにより減益となったこと、また、りそな信託銀行株式会社との合併により信託報酬が増加となる一方、役員取引等利益が減少したことなどにより、連結粗利益は前中間連結会計期間比90億円減少し、2,116億円となりました。
- ・営業経費は退職給付関連費用の増加を主因に前中間連結会計期間比80億円の増加となりましたが、不良債権処理額が大幅に減少したことなどにより、連結経常利益は前中間連結会計期間比489億円増加し、490億円となりました。
- ・特別利益は前中間連結会計期間比1,024億円減少し、130億円となりました。これは、前中間連結会計期間に東京本社ビルを売却した際の売却益を計上したことなどによるものです。また、特別損失は前中間連結会計期間比4億円増加し29億円となりました。なお、法人税等調整額は、前中間連結会計期間比613億円減少し、△155億円となりました。これらにより、連結中間純利益は前中間連結会計期間比75億円増加し、619億円となりました。
- ・不良債権につきましては、前連結会計期間末比213億円増加し、不良債権比率は2.86%となりました。
- ・なお、前中間連結会計期間、前連結会計年度末、前中間会計期間及び前会計年度末の計数につきましては、平成21年4月1日に合併したりそな信託銀行株式会社の計数を含んでおりません。

経営成績の概要 [連結]

	前中間連結会計期間 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
連結粗利益	2,207	2,116	△90
うち資金利益	1,710	1,561	△148
うち信託報酬	34	144	110
うち信託勘定不良債権処理額(△)	△1	△0	1
うち役務取引等利益	282	227	△54
一般貸倒引当金繰入額(△)	△0	47	47
営業経費(△)	1,108	1,188	80
臨時損益	△1,098	△390	708
うち株式関係損益	△29	7	36
うち不良債権処理額(△)	1,153	425	△728
経常利益	1	490	489
特別利益	1,154	130	△1,024
特別損失(△)	25	29	4
税金等調整前中間純利益	1,130	590	△539
法人税、住民税及び事業税(△)	98	114	16
法人税等調整額(△)	457	△155	△613
少数株主利益(△)	31	13	△18
中間純利益	543	619	75

経営成績の概要 [単体]

	前中間会計期間 (億円)	当中間会計期間 (億円)	増減 (億円)
業務粗利益	2,169	2,082	△87
うち資金利益	1,676	1,536	△139
うち信託報酬	34	144	110
うち役務取引等利益	280	225	△54
経費(△)	1,147	1,158	11
一般貸倒引当金繰入額(△)	1	40	39
業務純益	1,021	883	△138
臨時損益	△1,089	△411	677
経常利益	△67	471	539
特別損益	1,129	100	△1,028
税引前中間純利益	1,062	572	△489
法人税、住民税及び事業税(△)	95	110	15
法人税等調整額(△)	457	△155	△613
中間純利益	508	617	108

1 経営成績の分析

(1) 連結粗利益

- ・資金利益は、貸出金利息、預け金利息等の減少により、前中間連結会計期間比148億円減少し、1,561億円となりました。

- ・信託報酬は、前中間連結会計期間比110億円増加し、144億円となりました。
- ・役員取引等利益は、前中間連結会計期間比54億円減少し、227億円となりました。
- ・以上の結果、連結粗利益は前中間連結会計期間比90億円減少し、2,116億円となりました。

(2) 営業経費

- ・当連結中間会計期間の営業経費は、退職給付関連費用の増加などにより、前中間連結会計期間比80億円増加し、1,188億円になりました。
- ・なお、当社単体の経費は、前期比11億円増加し、1,158億円となりました。

経費の内訳 [単体]

	前中間会計期間		当中間会計期間		増減	
	(億円)	OHR	(億円)	OHR	(億円)	OHR
経費(除く臨時処理分)	1,147	52.89%	1,158	55.63%	11	2.74%
うち人件費	354	16.36%	398	19.13%	43	2.77%
うち物件費	712	32.83%	695	33.40%	△16	0.57%
業務粗利益(信託勘定不良債権処理前)	2,168	100.00%	2,082	100.00%	△86	—

(3) 株式関係損益

- ・株式等売却益は減少したものの、株式等償却の減少などにより、株式関係損益は前中間連結会計期間比36億円改善し、7億円の利益となりました。
- ・その他有価証券で時価のある株式の残高(取得原価ベース)は2,692億円で、前連結会計期間末比16億円減少しました。

株式関係損益の内訳 [連結]

	前中間連結会計期間 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
株式関係損益	△ 29	7	36
株式等売却益	88	30	△ 58
株式等売却損	34	5	△ 28
株式等償却	84	17	△ 66

その他有価証券で時価のある株式 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当中間連結会計期間末 (億円)	増減 (億円)
取得原価ベース	2,708	2,692	△ 16
時価ベース	2,947	3,669	721

(4) 与信関係費用

- ・一般貸倒引当金を含めた与信費用総額は、貸出金償却及び個別貸倒引当金純繰入額の減少を主因に、前中間連結会計期間比656億円減少し、389億円となりました。
- ・また、当社の当中間会計期間末における開示債権額は5,140億円、不良債権比率は2.86%となりました。

不良債権処理の状況 [連結]

	前中間連結会計期間 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
信託勘定不良債権処理額 A	△1	△0	1
一般貸倒引当金繰入額 B	△0	47	47
不良債権処理額 C	1,153	425	△728
貸出金償却	631	192	△438
個別貸倒引当金純繰入額	524	226	△297
特定海外債権引当勘定繰入額	0	△0	△1
その他不良債権処理額	△1	7	9
特別損益中の与信費用戻入額 D	△107	△83	23
与信費用総額 A + B + C + D	1,045	389	△656

(注) 与信費用戻入額には、償却債権取立益を計上しております。

金融再生法基準開示債権 [単体、元本補てん契約のある信託勘定を含む]

	前事業年度末 (億円)	当中間会計期間末 (億円)	増減 (億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	998	727	△ 271
危険債権	2,670	2,990	320
要管理債権	1,258	1,422	164
小計 A	4,927	5,140	213
正常債権 B	178,710	174,291	△ 4,418
合計 A + B	183,637	179,432	△ 4,205
不良債権比率(注)	2.68%	2.86%	0.18%

(注) 不良債権比率 =  $A / (A + B)$

## 2 財政状態の分析

### (1) 貸出金

- ・貸出金残高は、前連結会計年度末比3,427億円減少して17兆1,134億円となりました。
- ・住宅ローン残高(当社単体)は、前連結会計年度末比1,298億円増加して7兆2,261億円となりました。
- ・業種別の内訳をみますと、製造業が2兆1,225億円、卸売業、小売業が1兆9,021億円、不動産業が1兆5,302億円などとなっております。

#### 貸出金の内訳 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当中間連結会計期間末 (億円)	増減 (億円)
貸出金残高	174,562	171,134	△ 3,427
うち住宅ローン残高(注)	70,962	72,261	1,298

(注) 当社単体計数を記載しております。

#### リスク管理債権の内訳 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当中間連結会計期間末 (億円)	増減 (億円)
リスク管理債権	4,610	4,833	222
破綻先債権	704	452	△ 251
延滞債権	2,686	2,994	308
3ヵ月以上延滞債権	197	147	△ 50
貸出条件緩和債権	1,022	1,239	216
リスク管理債権／貸出金残高(末残)	2.64%	2.82%	0.18%

#### 業種別等貸出金の状況 [連結]

	当中間連結会計期間末 (億円)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	170,710
うち製造業	21,225
うち建設業	4,429
うち卸売業、小売業	19,021
うち金融業、保険業	6,931
うち不動産業	15,302
うち各種サービス業	11,595
海外及び特別国際金融取引勘定分	424

(注) 日本標準産業分類の改訂のため、前連結会計年度末との比較は省略しております。

(2) 有価証券

- ・有価証券は、地方債、社債等が減少しましたが、株式の増加などにより、全体では前連結会計年度末比392億円減少し、4兆5,643億円となりました。
- ・なお、その他有価証券の評価差額は、株式、債券ともに増加し、前連結会計年度末比1,026億円増加し、842億円となっております。

有価証券残高 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当中間連結会計期間末 (億円)	増減 (億円)
国債	35,351	35,293	△ 58
地方債	1,061	329	△ 731
社債	4,994	4,616	△ 378
株式	3,869	4,588	719
その他の証券	758	814	56
合計	46,035	45,643	△ 392

その他有価証券の評価差額(時価のあるもの) [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当中間連結会計期間末 (億円)	増減 (億円)
株式	238	976	738
債券	△ 393	△ 146	246
国債	△ 392	△ 151	240
地方債	△ 0	0	1
社債	0	4	4
その他	△ 29	13	42
合計	△ 184	842	1,026

(3) 預金

- ・預金は、法人預金、個人預金ともに増加しましたが、全体では前連結会計年度末比3,311億円減少し、19兆1,570億円となりました。
- ・譲渡性預金は、前連結会計年度末比234億円減少して1兆3,772億円となりました。

預金・譲渡性預金残高 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当中間連結会計期間末 (億円)	増減 (億円)
預金	194,881	191,570	△ 3,311
うち国内個人預金(注)	113,299	114,455	1,155
うち国内法人預金(注)	68,427	70,294	1,867
譲渡性預金	14,006	13,772	△ 234

(注) 当社単体計数で、特別国際金融取引勘定を除いております。

(4) 純資産の部

- ・純資産の部合計は、その他有価証券評価差額金が前連結会計年度末比775億円増加したことや中間純利益の計上などにより、前連結会計年度末比1,374億円増加して1兆1,886億円となりました。

純資産の部の内訳 [連結]

	前連結会計年度末 (億円)	当中間連結会計期間末 (億円)	増減 (億円)
純資産の部合計	10,512	11,886	1,374
うち資本金	2,799	2,799	-
うち資本剰余金	4,044	4,293	249
うち利益剰余金	1,952	2,508	555
うちその他有価証券評価差額金	△ 111	663	775
うち繰延ヘッジ損益	223	155	△ 67
うち土地再評価差額金	419	410	△ 9

3 キャッシュ・フローの状況の分析

- ・営業活動によるキャッシュ・フローは前中間連結会計期間比1,185億円支出が増加して、1,990億円の支出となりました。これは、主としてコールマネー等の減少によるものです。
- ・投資活動によるキャッシュ・フローは前中間連結会計期間比349億円支出が減少して277億円の支出となりました。これは主として有価証券の取得が減少したものです。
- ・財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債の発行による収入を主因として前中間連結会計期間比963億円収入が増加して767億円の収入となりました。

キャッシュ・フロー計算書 [連結]

	前中間連結会計期間 (億円)	当中間連結会計期間 (億円)	増減 (億円)
営業活動によるキャッシュ・フロー	△ 804	△1,990	△1,185
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 626	△ 277	349
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 196	767	963
現金及び現金同等物に係る換算差額	△0	△0	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,627	△1,500	—
現金及び現金同等物の期首残高	8,961	7,794	—
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	229	—
現金及び現金同等物の中間期末残高	7,333	6,523	—

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に完成した新築、増改築等は次のとおりであります。

	会社名	店舗名その他	所在地	区分	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当社	—	野田支店	大阪市福島区	新築	店舗	—	827	平成21年4月
当社	—	千里中央支店	大阪府豊中市	新築	店舗	—	822	平成21年7月

なお、当社とりそな信託銀行株式会社は、平成21年4月1日付で当社を存続会社として合併したため、りそな信託銀行株式会社の諸設備である建物83百万円、リース資産7百万円、その他の有形固定資産46百万円および無形固定資産8,596百万円は、当社の設備となりました。

#### 2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	405,000,000,000
己種優先株式	80,000,000
第1種優先株式	12,500,000,000
第2種優先株式	12,808,217,550
第3種優先株式	12,500,000,000
計	442,888,217,550

##### ② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年11月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	35,123,435,474	同左 (注)1	—	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当会社における標準と なる株式 単元株式数 1,000株
己種第一回優先株式	80,000,000	同左 (注)1	—	単元株式数 1,000株 (注)2、3
第1種第一回優先株式	12,500,000,000	同左 (注)1	—	単元株式数 1,000株 議決権あり (注)2、4
第2種第一回優先株式	12,808,217,550	同左 (注)1	—	単元株式数 1,000株 議決権あり (注)2、5
第3種第一回優先株式	12,500,000,000	同左	—	単元株式数 1,000株 議決権あり (注)2、6
計	73,011,653,024	同左 (注)1	—	—

(注) 1 「提出日現在発行数」には、平成21年11月1日から半期報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の増減は含まれておりません。

- 2 当初「金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律」に基づき発行された己種第一回優先株式については、株主総会における議決権を有しておりません（ただし、無配となった場合には議決権を有する）。当初「預金保険法」に基づき預金保険機構の議決権比率を考慮し発行された、第1種第一回優先株式、第2種第一回優先株式および第3種第一回優先株式については、株主総会における議決権を有しております。
- 3 己種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

#### (1) 己種優先配当金

##### ① 己種優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株式1株につき年18円50銭の優先配当金を支払う。

ただし、配当金支払の直前事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。

- ② 非累積条項  
ある事業年度において優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が、優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
  - ③ 非参加条項  
己種優先株主に対しては、己種優先配当金の額を超えて配当は行わない。
  - ④ 己種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の己種優先株主に対し、普通株主に先立ち、己種優先中間配当金を支払う。己種優先株式1株当たりの己種優先中間配当金の額は、己種優先配当金の額の2分の1を上限とする。
- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、己種優先株主に対し普通株主に先立ち、己種優先株式1株につき1,250円を支払う。  
己種優先株主に対しては上記1,250円のほか、残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 普通株式への引換
- ① 取得を請求し得べき期間  
平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。
  - ② 引換価額  
己種優先株式は141円80銭の引換価額で普通株式に引換することができる。
  - ③ 引換価額の修正  
引換価額は平成26年7月1日まで毎年7月1日(以下、引換価額修正日という)に、その時点での時価に基づく価額に修正される。  
時価に基づく価額とは、当該引換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における完全親会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値の10分の1の平均値とする。ただし、計算の結果、修正後引換価額が113円80銭を下回る場合は、113円80銭とする。
  - ④ 引換価額の調整  
今後当社が時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には、引換価額を調整する。
- (5) 優先株式の取得条項  
平成26年11月30日までに引換請求のなかった己種優先株式は平成26年12月1日をもって当会社が取得し、これと引換に所定の算式により得られる普通株式を優先株主に対し交付する。
- (6) 株主との合意による優先株式の取得  
己種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (7) 議決権条項  
己種優先株主は株主総会において議決権を行使することができない。
- (8) 新株予約権等  
己種優先株式について株式の併合又は分割は行わない。己種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (9) 種類株主総会の決議  
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
- 4 第1種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第1種優先配当金
- ① 第1種優先配当金  
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第1種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第1種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第1種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1種優先中間配当金の額を控除した額とする。  
第1種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(44円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する)を支払う。

配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当年率＝ユーロ円LIBOR(1年物)＋0.50%

配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

- ② 非累積条項  
ある事業年度において、第1種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第1種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
  - ③ 非参加条項  
第1種優先株主に対しては、第1種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
  - ④ 第1種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき第1種優先配当金の額の2分の1を上限として、第1種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき44円を支払う。第1種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 普通株式への引換
- ① 取得を請求し得べき期間  
平成18年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。
  - ② 引換価額  
第1種優先株式は31円00銭の引換価額で普通株式に引換することができる。
  - ③ 引換価額の修正  
引換価額は、毎年8月1日(以下引換価額修正日という)に、修正日現在におけるりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額に交換比率(0.22)を掛けた額(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額(6円16銭)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。  
この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の10分の1の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
  - ④ 引換価額の調整  
今後時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。
- (5) 株主との合意による優先株式の取得  
第1種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。
- (6) 議決権条項  
第1種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (7) 新株予約権等  
法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第1種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (8) 種類株主総会の決議  
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

5 第2種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 第2種優先配当金

① 第2種優先配当金

剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第2種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第2種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第2種優先中間配当金を支払ったときは、当該第2種優先中間配当金の額を控除した額とする。

第2種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(44円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する)を支払う。

配当率、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。

配当率=ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50%

配当率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。

ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。

② 非累積条項

ある事業年度において、第2種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第2種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第2種優先株主に対しては、第2種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

④ 第2種優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき第2種優先配当金の額の2分の1を上限として、第2種優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第2種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第2種優先株式1株につき44円を支払う。第2種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 優先順位

己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。

(4) 普通株式への引換

① 取得を請求し得べき期間

平成20年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。

② 引換価額

第2種優先株式は26円53銭の引換価額で普通株式に引換することができる。

③ 引換価額の修正

当初引換価額は、平成20年11月1日以降毎年11月1日(以下修正日という)に、修正日現在におけるりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額に交換比率(0.22)を掛けた額(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額(4円40銭)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の10分の1の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 株主との合意による優先株式の取得

第2種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

- (6) 議決権条項  
第2種優先株主は株主総会において議決権を有する。
- (7) 新株予約権等  
法令に別段の定めがある場合を除き、第2種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第2種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (8) 種類株主総会の決議  
定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。
- 6 第3種第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
- (1) 第3種優先配当金
- ① 第3種優先配当金  
剰余金の配当を行うときは、毎年3月31日現在の第3種優先株主に対し普通株主に先立ち、次のとおり第3種優先配当金を支払う。ただし、配当金支払の直前事業年度中に第3種優先中間配当金を支払ったときは、当該第3種優先中間配当金の額を控除した額とする。  
第3種優先配当金の額は、1株につき、その払込金相当額(44円)に、配当金支払の直前事業年度についての下記に定める配当年率を乗じて算出した額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する)を支払う。  
配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。  
配当年率=ユーロ円LIBOR(1年物)+0.50%  
配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。  
年率見直し日は、平成16年4月1日以降の毎年4月1日とする。  
ユーロ円LIBOR(1年物)は、平成16年4月1日または各年率見直し日(当日が営業日でない場合は前営業日)において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR1年物(360日ベース))として英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR(1年物)が公表されていない場合は、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキョウ・インターバンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR(1年物)に代えて用いるものとする。営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。
- ② 非累積条項  
ある事業年度において、第3種優先株主に対して支払う剰余金の配当の総額が第3種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ 非参加条項  
第3種優先株主に対しては、第3種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。
- ④ 第3種優先中間配当金  
中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき第3種優先配当金の額の2分の1を上限として、第3種優先中間配当金を支払う。
- (2) 残余財産の分配  
残余財産を分配するときは、第3種優先株主に対し、普通株主に先立ち、第3種優先株式1株につき44円を支払う。第3種優先株主に対しては、上記のほか残余財産の分配は行わない。
- (3) 優先順位  
己種優先株式、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式の優先配当金、優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、同順位とする。
- (4) 普通株式への引換
- ① 取得を請求し得べき期間  
平成22年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。
- ② 引換価額  
当初引換価額は、平成22年7月1日(以下取得開始期日という)現在における株式会社りそなホールディングス(以下りそなホールディングスという)の普通株式の時価に基づく価額に0.22(以下交換比率という)を掛けた額とする。ただし、当初引換価額が3円74銭(ただし、下記④により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、当初引換価額はかかる下限引換価額とする。この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、取得開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の10分の1の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

③ 引換価額の修正

当初引換価額は、平成23年5月1日以降毎年5月1日(以下修正日という)に、修正日現在におけるりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額に交換比率を掛けた額(以下修正後引換価額という)に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。

この場合に使用するりそなホールディングスの普通株式の時価に基づく価額は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所におけるりそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の10分の1の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

④ 引換価額の調整

今後時価に基づく価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合や株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合等、一定の事由が生じた場合には引換価額を調整する。

(5) 株主との合意による優先株式の取得

第3種優先株式の取得について会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。

(6) 議決権条項

第3種優先株主は株主総会において議決権を有する。

(7) 新株予約権等

法令に別段の定めがある場合を除き、第3種優先株式について株式の併合または分割を行わない。また、第3種優先株主には、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(8) 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしていません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年4月1日(注)1	4,277,973	73,931,653	—	279,928	—	279,928
平成21年4月28日(注)2	△920,000	73,011,653	—	279,928	—	279,928

(注) 1 乙種第一回優先株式の一斉取得および戊種第一回優先株式の取得請求に伴う普通株式の発行

2 自己株式(乙種第一回優先株式、戊種第一回優先株式)の消却

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	73,011,653	100.00
計	—	73,011,653	100.00

所有議決権数別

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権 数(個)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
株式会社りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	72,931,652	100.00
計	—	72,931,652	100.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内 容
無議決権株式	己種第一回優先株式 80,000,000	—	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 35,123,435,000	35,123,435	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
	第1種第一回優先株式 12,500,000,000	12,500,000	
	第2種第一回優先株式 12,808,217,000	12,808,217	
	第3種第一回優先株式 12,500,000,000	12,500,000	
単元未満株式	普通株式 474 第2種第一回優先株式 550	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	73,011,653,024	—	—
総株主の議決権	—	72,931,652	—

② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

当社普通株式および優先株式は、金融商品取引所に上場されておられません。

また、店頭売買有価証券として認可金融商品取引業協会等に登録されておられません。

### 3 【役員の状況】

(1) 新任役員  
該当ありません。

(2) 退任役員  
該当ありません。

#### (3) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役兼執行役員 信託部門（信託営業部除く） 担当統括	代表取締役兼執行役員 信託部門担当統括	檜垣 誠司	平成21年10月1日
取締役兼専務執行役員 信託営業部担当統括	取締役兼専務執行役員 信託業務管理部担当	芥川 淳	平成21年10月1日

## 第5 【経理の状況】

- 1 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は、改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

- 2 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）は、改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

- 3 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間連結財務諸表及び前中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間財務諸表については、監査法人トーマツの中間監査を受け、当中間連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）の中間連結財務諸表及び当中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）の中間財務諸表については、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなりました。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>			
現金預け金	1,365,137	1,003,937	1,066,904
コールローン及び買入手形	1,060,270	530,784	412,198
債券貸借取引支払保証金	26,173	—	—
買入金銭債権	43,607	37,364	39,936
特定取引資産	※8 562,977	※8 481,046	※8 506,056
有価証券	※1, ※2, ※8, ※15 4,123,120	※1, ※2, ※8, ※15 4,564,320	※1, ※2, ※8, ※15 4,603,527
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※ 8, ※9 16,874,024	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※ 8, ※9 17,113,473	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※ 8, ※9 17,456,269
外国為替	※7 111,952	※7 52,513	※7 72,403
その他資産	※8 663,066	※8 1,145,165	※8 800,628
有形固定資産	※10, ※11 237,116	※10, ※11 230,523	※10, ※11, ※12 233,712
無形固定資産	34,002	47,036	39,476
繰延税金資産	243,888	216,367	221,588
支払承諾見返	491,085	431,745	465,031
貸倒引当金	△363,502	△302,170	△285,607
資産の部合計	25,472,921	25,552,109	25,632,126

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>負債の部</b>			
預金	※8 18,679,843	※8 19,157,018	※8 19,488,172
譲渡性預金	2,110,750	1,377,270	1,400,690
コールマネー及び売渡手形	※8 480,912	※8 511,961	288,154
売現先勘定	※8 642,556	※8 111,975	※8 779,457
債券貸借取引受入担保金	—	※8 50,916	—
特定取引負債	95,224	161,409	123,270
借入金	※8, ※13 431,415	※8, ※13 879,997	※8, ※13 544,569
外国為替	11,369	6,886	7,394
社債	※14 571,265	※14 597,354	※14 510,258
信託勘定借	377,925	393,595	345,877
その他負債	357,553	631,185	575,354
賞与引当金	2,932	4,254	6,347
退職給付引当金	0	0	0
その他の引当金	15,413	17,583	15,399
繰延税金負債	0	0	0
再評価に係る繰延税金負債	※10 31,722	※10 30,258	※10 30,914
支払承諾	491,085	431,745	465,031
<b>負債の部合計</b>	<b>24,299,971</b>	<b>24,363,414</b>	<b>24,580,892</b>
<b>純資産の部</b>			
資本金	279,928	279,928	279,928
資本剰余金	404,408	429,378	404,408
利益剰余金	259,901	250,821	195,263
株主資本合計	944,238	960,129	879,601
その他有価証券評価差額金	64,852	66,342	△11,176
繰延ヘッジ損益	△3,442	15,529	22,313
土地再評価差額金	※10 43,173	※10 41,033	※10 41,992
為替換算調整勘定	△2,392	△4,042	△4,363
評価・換算差額等合計	102,190	118,862	48,766
少数株主持分	126,521	109,703	122,865
<b>純資産の部合計</b>	<b>1,172,950</b>	<b>1,188,694</b>	<b>1,051,233</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>25,472,921</b>	<b>25,552,109</b>	<b>25,632,126</b>

## ②【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
経常収益	332,595	307,811	621,158
資金運用収益	227,760	190,033	437,845
(うち貸出金利息)	182,728	164,963	361,632
(うち有価証券利息配当金)	18,191	13,623	35,303
信託報酬	3,448	14,467	7,181
役務取引等収益	48,802	47,391	93,511
特定取引収益	1,572	28,660	20,299
その他業務収益	29,764	16,124	32,369
その他経常収益	※1 21,246	※1 11,134	※1 29,951
経常費用	332,491	258,782	587,143
資金調達費用	56,666	33,837	97,805
(うち預金利息)	29,068	17,243	50,651
役務取引等費用	20,575	24,652	43,269
特定取引費用	7,379	651	251
その他業務費用	6,000	25,845	8,398
営業経費	110,801	118,871	222,411
その他経常費用	※2 131,068	※2 54,923	※2 215,007
経常利益	103	49,029	34,015
特別利益	115,457	13,047	137,818
固定資産処分益	104,743	0	105,099
貸倒引当金戻入益	—	—	15,197
償却債権取立益	10,714	8,368	17,521
その他の特別利益	0	※3 4,678	0
特別損失	2,501	2,989	4,588
固定資産処分損	340	526	1,253
減損損失	2,160	2,462	3,334
税金等調整前中間純利益	113,060	59,087	167,246
法人税、住民税及び事業税	14,105	11,435	12,125
過年度法人税等	△4,295	—	△4,295
法人税等調整額	45,792	△15,589	66,376
法人税等合計	55,602	△4,154	74,206
少数株主利益	3,140	1,327	5,208
中間純利益	54,318	61,913	87,830

## ③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等変動計算 書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<b>株主資本</b>			
<b>資本金</b>			
前期末残高	279,928	279,928	279,928
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	279,928	279,928	279,928
<b>資本剰余金</b>			
前期末残高	404,408	404,408	404,408
当中間期変動額			
合併による増加	—	24,969	—
当中間期変動額合計	—	24,969	—
当中間期末残高	404,408	429,378	404,408
<b>利益剰余金</b>			
前期末残高	207,258	195,263	207,258
当中間期変動額			
剰余金の配当	△18,374	△18,207	△117,705
中間純利益	54,318	61,913	87,830
合併による増加	—	10,891	—
土地再評価差額金の取崩	16,699	959	17,880
当中間期変動額合計	52,643	55,557	△11,994
当中間期末残高	259,901	250,821	195,263
<b>株主資本合計</b>			
前期末残高	891,595	879,601	891,595
当中間期変動額			
剰余金の配当	△18,374	△18,207	△117,705
中間純利益	54,318	61,913	87,830
合併による増加	—	35,861	—
土地再評価差額金の取崩	16,699	959	17,880
当中間期変動額合計	52,643	80,527	△11,994
当中間期末残高	944,238	960,129	879,601

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等変動計算 書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<b>評価・換算差額等</b>			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	104,713	△11,176	104,713
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△39,861	77,518	△115,889
当中間期変動額合計	△39,861	77,518	△115,889
当中間期末残高	64,852	66,342	△11,176
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	19,489	22,313	19,489
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△22,932	△6,784	2,824
当中間期変動額合計	△22,932	△6,784	2,824
当中間期末残高	△3,442	15,529	22,313
土地再評価差額金			
前期末残高	59,872	41,992	59,872
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△16,699	△959	△17,880
当中間期変動額合計	△16,699	△959	△17,880
当中間期末残高	43,173	41,033	41,992
為替換算調整勘定			
前期末残高	△2,252	△4,363	△2,252
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△140	320	△2,111
当中間期変動額合計	△140	320	△2,111
当中間期末残高	△2,392	△4,042	△4,363
評価・換算差額等合計			
前期末残高	181,823	48,766	181,823
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△79,633	70,095	△133,056
当中間期変動額合計	△79,633	70,095	△133,056
当中間期末残高	102,190	118,862	48,766
少数株主持分			
前期末残高	127,364	122,865	127,364
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△842	△13,162	△4,498
当中間期変動額合計	△842	△13,162	△4,498
当中間期末残高	126,521	109,703	122,865
純資産合計			
前期末残高	1,200,783	1,051,233	1,200,783
当中間期変動額			
剰余金の配当	△18,374	△18,207	△117,705
中間純利益	54,318	61,913	87,830
合併による増加	—	35,861	—
土地再評価差額金の取崩	16,699	959	17,880
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△80,475	56,933	△137,555
当中間期変動額合計	△27,832	137,460	△149,549
当中間期末残高	1,172,950	1,188,694	1,051,233

## ④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計算 書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	113,060	59,087	167,246
減価償却費	6,369	9,635	14,509
減損損失	2,160	2,462	3,334
持分法による投資損益(△は益)	△3,298	△358	△4,894
貸倒引当金の増減(△)	37,384	16,563	△40,510
賞与引当金の増減額(△は減少)	△5,838	△2,583	△2,423
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△0	0	0
資金運用収益	△227,760	△190,033	△437,845
資金調達費用	56,666	33,837	97,805
有価証券関係損益(△)	△443	△12,075	16,957
為替差損益(△は益)	20,397	△41,416	△60,817
固定資産処分損益(△は益)	△104,402	526	△103,845
特定取引資産の純増(△)減	△148,988	25,010	△92,068
特定取引負債の純増減(△)	△45,137	38,138	△17,091
貸出金の純増(△)減	344,183	342,796	△238,061
預金の純増減(△)	△636,023	△345,571	172,305
譲渡性預金の純増減(△)	△170,690	△23,420	△880,750
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△97,314	335,428	15,838
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	255,109	△64,111	599,386
コールローン等の純増(△)減	196,744	△116,014	848,487
債券貸借取引支払保証金の純増(△)減	△11,446	—	14,727
コールマネー等の純増減(△)	110,079	△443,675	54,223
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	△10,626	50,916	△10,626
外国為替(資産)の純増(△)減	△49,908	19,889	△10,359
外国為替(負債)の純増減(△)	4,003	△507	28
普通社債発行及び償還による増減(△)	1,084	262	326
信託勘定借の純増減(△)	9,928	47,717	△22,119
資金運用による収入	231,289	195,385	436,730
資金調達による支出	△67,113	△41,109	△104,142
その他	74,242	△75,806	△39,213
小計	△116,287	△179,026	377,139
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	35,821	△20,005	34,479
営業活動によるキャッシュ・フロー	△80,465	△199,031	411,618

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度の連結 キャッシュ・フロー計算 書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有価証券の取得による支出	△15,068,459	△13,518,117	△27,300,360
有価証券の売却による収入	14,563,434	13,389,275	25,965,242
有価証券の償還による収入	283,542	108,794	770,661
有形固定資産の取得による支出	△2,437	△2,570	△6,823
有形固定資産の売却による収入	162,759	0	164,890
無形固定資産の取得による支出	△1,514	△5,103	△2,920
無形固定資産の売却による収入	11	—	2
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△62,664</b>	<b>△27,721</b>	<b>△409,308</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
劣後特約付借入金の返済による支出	△1,000	—	△1,000
劣後特約付社債の発行による収入	—	140,558	—
劣後特約付社債の償還による支出	—	△45,309	—
配当金の支払額	△18,374	△18,207	△117,705
少数株主への配当金の支払額	△262	△300	△187
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△19,637</b>	<b>76,740</b>	<b>△118,893</b>
<b>現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>△12</b>	<b>△13</b>	<b>△154</b>
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△162,780	△150,024	△116,736
現金及び現金同等物の期首残高	896,170	779,433	896,170
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	—	※2 22,945	—
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 733,390	※1 652,354	※1 779,433

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 5社 主要な会社名 P. T. Bank Resona Perdania</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicios e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 5社 主要な会社名 P. T. Bank Resona Perdania</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicios e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>	<p>(1) 連結子会社 5社 主要な連結子会社名は、「第1企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicios e Representacoes Ltda. 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 4社 主要な会社名 りそな保証株式会社 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda.</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社はありません。 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 4社 主要な会社名 りそな保証株式会社 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda.</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社はありません。 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社はありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 4社 主要な会社名 りそな保証株式会社 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 主要な会社名 Asahi Servicos e Representacoes Ltda.</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社はありません。 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p>
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 4社 9月末日 1社</p> <p>(2) 上記の連結子会社については、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。</p>	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 6月末日 4社 9月末日 1社</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 4社 3月末日 1社</p> <p>(2) 上記の連結子会社については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については必要な調整を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)												
4 開示対象特別目的 会社に関する事項	<p>当社では、住宅ローン債権に係る信用リスクの削減などを目的として、過去に特別目的会社を利用して住宅ローン債権の流動化を実施いたしました。特別目的会社は、英国領ケイマン諸島に設立された会社です。当該流動化において、当社は住宅ローン債権を特別目的会社に譲渡し、特別目的会社は譲受けた債権を裏付けに社債を発行して調達した資金をローン債権の購入代金として当社に引渡しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における開示対象特別目的会社は1社で、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額は4,960百万円、負債総額は4,979百万円であります。なお、当該特別目的会社について、当社グループでは議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。</p> <p>当中間連結会計期間における特別目的会社との取引金額等は以下の通りであります。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>当中間連結会計期間末残高</td> </tr> <tr> <td>譲渡資産 (住宅ローン債権)</td> <td>4,204百万円</td> </tr> <tr> <td>譲渡資産に係る劣後債権</td> <td>2,242百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 信託報酬及び分配益などの損益取引は、重要性が乏しいため記載しておりません。</p>		当中間連結会計期間末残高	譲渡資産 (住宅ローン債権)	4,204百万円	譲渡資産に係る劣後債権	2,242百万円	<p>当社では、住宅ローン債権に係る信用リスクの削減などを目的として、過去に特別目的会社を利用して住宅ローン債権の流動化を実施いたしました。特別目的会社は、英国領ケイマン諸島に設立された会社です。当該流動化において、当社は住宅ローン債権を特別目的会社に譲渡し、特別目的会社は譲受けた債権を裏付けに社債を発行して調達した資金をローン債権の購入代金として当社に引渡しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における開示対象特別目的会社は1社で、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額は3,437百万円、負債総額は3,453百万円であります。なお、当該特別目的会社について、当社グループでは議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。</p> <p>当中間連結会計期間における特別目的会社との取引金額等は以下の通りであります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末で住宅ローン債権譲渡契約に定めるクレーンアップを行使したことにより譲渡資産としての住宅ローン債権の残高はありません。</p>	<p>当社では、住宅ローン債権に係る信用リスクの削減などを目的として、過去に特別目的会社を利用して住宅ローン債権の流動化を実施いたしました。特別目的会社は、英国領ケイマン諸島に設立された会社です。当該流動化において、当社は住宅ローン債権を特別目的会社に譲渡し、特別目的会社は譲受けた債権を裏付けに社債を発行して調達した資金をローン債権の購入代金として当社に引渡しております。</p> <p>当連結会計年度末における開示対象特別目的会社は1社で、当該特別目的会社の直近の決算日における資産総額は4,960百万円、負債総額は4,979百万円あります。なお、当該特別目的会社について、当社グループでは議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。</p> <p>当連結会計年度における特別目的会社との取引金額等は以下の通りであります。</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>当連結会計年度末残高</td> </tr> <tr> <td>譲渡資産 (住宅ローン債権)</td> <td>3,460百万円</td> </tr> <tr> <td>譲渡資産に係る劣後債権</td> <td>2,251百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 信託報酬及び分配益などの損益取引は、重要性が乏しいため記載しておりません。</p>		当連結会計年度末残高	譲渡資産 (住宅ローン債権)	3,460百万円	譲渡資産に係る劣後債権	2,251百万円
	当中間連結会計期間末残高														
譲渡資産 (住宅ローン債権)	4,204百万円														
譲渡資産に係る劣後債権	2,242百万円														
	当連結会計年度末残高														
譲渡資産 (住宅ローン債権)	3,460百万円														
譲渡資産に係る劣後債権	2,251百万円														

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)		前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
			当中間連結 会計期間末 残高	
		譲渡資産 (住宅ロー ン債権)	- 一百万円	
		譲渡資産に 係る劣後債 権	2,258百万円	
		(注) 信託報酬及び分 配益などの損益取引 は、重要性が乏しいた め記載しておりませ ん。		

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
5 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 同左</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として中間連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の非連結子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については主として連結決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左
	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 当社の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 2年~50年 その他 : 2年~20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 同左	(4) 減価償却の方法 ① 有形固定資産(リース資産を除く) 当社の有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 2年~50年 その他 : 2年~20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>② 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。</p> <p>③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。 なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。</p>	<p>② 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>③ リース資産 同左</p>	<p>② 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>③ リース資産 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当社の貸倒引当金は、 予め定めている償却・ 引当基準に則り、次の とおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当社の貸倒引当金は、 予め定めている償却・ 引当基準に則り、次の とおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当社の貸倒引当金は、 予め定めている償却・ 引当基準に則り、次の とおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー一見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は370,692百万円であります。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は384,581百万円であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は321,132百万円であります。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>(追加情報) 当社の貸倒引当金については、破綻懸念先のうちキャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権について、従来、債権額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しておりましたが、前連結会計年度において当該債権に対する引当額と貸倒実績との乖離が判明し、その要因分析等の結果、貸倒実績率に基づく貸倒引当金の計上がより合理的と判断されたため、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ28,795百万円増加しております。</p>	<p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> <p>(追加情報) 当社の貸倒引当金については、破綻懸念先のうちキャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権について、従来、債権額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しておりましたが、当連結会計年度において当該債権に対する引当額と貸倒実績との乖離が判明し、その要因分析等の結果、貸倒実績率に基づく貸倒引当金の計上がより合理的と判断されたため、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。この変更により、税金等調整前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ19,751百万円増加しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(6) 賞与引当金の計上基準 同左	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。 過去勤務債務：発生年度に一括して損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理	(7) 退職給付引当金の計上基準 同左	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。 過去勤務債務：発生年度に一括して損益処理 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(8) その他の引当金の計上基準 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。 主な内訳は次のとおりであります。 信託取引損失引当金 10,782百万円 当社が受託者として管理・運営している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性がある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。 預金払戻損失引当金 2,989百万円 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。 信用保証協会負担金引当金 1,000百万円 信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積り計上しております。</p>	<p>(8) その他の引当金の計上基準 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。 主な内訳は次のとおりであります。 信託取引損失引当金 10,963百万円 当社が受託者として管理・運営している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性がある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。 預金払戻損失引当金 4,114百万円 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。 信用保証協会負担金引当金 1,600百万円 信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積り計上しております。</p>	<p>(8) その他の引当金の計上基準 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。 主な内訳は次のとおりであります。 信託取引損失引当金 10,906百万円 当社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。 預金払戻損失引当金 2,510百万円 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。 信用保証協会負担金引当金 1,200百万円 信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積り計上しております。</p>
	<p>(9) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	—	<p>(9) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準 同左</p>	<p>(10) 外貨建資産・負債の換算基準 当社の外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>
	<p>(11) リース取引の処理方法 当社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(11) リース取引の処理方法 同左</p>	<p>(11) リース取引の処理方法 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してございました多数の貸出金・預金</p>	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してございました多数の貸出金・預金</p>	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してございました多数の貸出金・預金等か</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は902百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は1,566百万円(同前)であります。</p>	<p>等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ利益は620百万円(税効果額控除前)であります。</p>	<p>ら生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は399百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は1,051百万円(同前)であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(ハ)連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。 なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。	(ハ)連結会社間取引等 同左	(ハ)連結会社間取引等 同左
	(13)消費税等の会計処理 当社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(13)消費税等の会計処理 同左	(13)消費税等の会計処理 同左
	(14)連結納税制度の適用 当社は株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。	(14)連結納税制度の適用 同左	(14)連結納税制度の適用 同左
6 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同実務対応報告を適用しております。なお、これによる影響はありません。</p> <p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、これによる影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p> <p>—————</p> <p>(連結の範囲に関する適用指針) 「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第22号平成20年5月13日)が平成20年10月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用しております。これによる影響はありません。</p>	<p>(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)</p> <p>「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号平成18年5月17日)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。なお、これによる影響はありません。</p> <p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、これによる影響は軽微であります。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式40,247百万円及び出資金23百万円が含まれております。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは54百万円ありますが、(再)担保に差し入れている有価証券及び再貸付けに供している有価証券はありません。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は29,235百万円、延滞債権額は320,107百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式42,160百万円及び出資金23百万円が含まれております。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券はありません。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は45,226百万円、延滞債権額は299,493百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※1 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式41,856百万円及び出資金23百万円が含まれております。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券はありません。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は70,408百万円、延滞債権額は268,648百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は11,275百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は14,739百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は19,740百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は149,516百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は123,905百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は102,280百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>
<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は510,134百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は483,365百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は461,077百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>
<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は160,379百万円であります。</p>	<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は118,475百万円であります。</p>	<p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は151,256百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <p>特定取引資産 268,558百万円 有価証券 2,478,041百万円 貸出金 158,262百万円 その他資産 3,903百万円</p> <p>担保資産に対応する債務 預金 150,420百万円 コールマネー及び売渡手形 200,000百万円 売現先勘定 642,556百万円 借入金 418,000百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券600,032百万円及びその他資産48,445百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,466百万円、敷金保証金は18,203百万円であります。</p>	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <p>特定取引資産 191,835百万円 有価証券 3,210,154百万円 貸出金 71,721百万円 その他資産 3,887百万円</p> <p>担保資産に対応する債務 預金 107,499百万円 コールマネー及び売渡手形 200,000百万円 売現先勘定 111,975百万円 債券貸借取引受入担保金 50,916百万円 借入金 867,400百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券626,726百万円及びその他資産189,179百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は4,044百万円、敷金保証金は17,057百万円であります。</p>	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <p>特定取引資産 159,804百万円 有価証券 2,898,507百万円 貸出金 100,481百万円 その他資産 3,952百万円</p> <p>担保資産に対応する債務 預金 125,586百万円 売現先勘定 779,457百万円 借入金 530,400百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券752,461百万円及びその他資産122,654百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は1,194百万円、敷金保証金は17,988百万円であります。</p>
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,923,558百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,681,116百万円あります。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,057,634百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが5,859,603百万円あります。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,214,132百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが5,997,800百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。	土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 25,131百万円
※11 有形固定資産の減価償却累計額 134,667百万円	※11 有形固定資産の減価償却累計額 137,098百万円	※11 有形固定資産の減価償却累計額 134,128百万円 ※12 有形固定資産の圧縮記帳額 37,381百万円 (当連結会計年度圧縮記帳額 一百万円)
※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,000百万円が含まれております。	※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,000百万円が含まれております。	※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,000百万円が含まれております。
※14 社債には、劣後特約付社債568,582百万円が含まれております。	※14 社債には、劣後特約付社債595,166百万円が含まれております。	※14 社債には、劣後特約付社債508,332百万円が含まれております。
※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は328,303百万円であります。	※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は271,829百万円であります。	※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は299,034百万円であります。
16 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託440,982百万円であります。	16 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託477,959百万円であります。	16 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託410,635百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>※1 「その他経常収益」には、 株式等売却益 8,895百万円 を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、 貸出金償却 63,128百万円 貸倒引当金繰入額 52,412百万円 株式等償却 8,431百万円 株式等売却損 3,406百万円 を含んでおります。</p>	<p>※1 「その他経常収益」には、 株式等売却益 3,025百万円 を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、 貸倒引当金繰入額 27,304百万円 貸出金償却 19,262百万円 株式等償却 1,753百万円 を含んでおります。</p> <p>※3 「その他の特別利益」は、劣 後特約付社債の買入消却益で あります。</p>	<p>※1 「その他経常収益」には、 株式等売却益 12,161百万円 を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、 貸出金償却 162,537百万円 株式等売却損 24,219百万円 株式等償却 21,846百万円 を含んでおります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	30,845,461	—	—	30,845,461	
種類株式					
乙種第一回優先株式	680,000	—	—	680,000	
戊種第一回優先株式	240,000	—	—	240,000	
己種第一回優先株式	80,000	—	—	80,000	
第1種第一回優先株式	12,500,000	—	—	12,500,000	
第2種第一回優先株式	12,808,217	—	—	12,808,217	
第3種第一回優先株式	12,500,000	—	—	12,500,000	
合計	69,653,679	—	—	69,653,679	

2 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月16日 取締役会	普通株式	3,084	0.10	平成20年3月31日	平成20年5月19日
	種類株式				
	乙種第一回 優先株式	2,162	3.18		
	戊種第一回 優先株式	1,725	7.19		
	己種第一回 優先株式	740	9.25		
	第1種第一回 優先株式	3,525	0.282		
	第2種第一回 優先株式	3,611	0.282		
	第3種第一回 優先株式	3,525	0.282		

II 当中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前連結会計 年度末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	30,845,461	4,277,973	—	35,123,435	注1,注2
種類株式					
乙種第一回優先株式	680,000	—	680,000	—	注1
戊種第一回優先株式	240,000	—	240,000	—	注2
己種第一回優先株式	80,000	—	—	80,000	
第1種第一回優先株式	12,500,000	—	—	12,500,000	
第2種第一回優先株式	12,808,217	—	—	12,808,217	
第3種第一回優先株式	12,500,000	—	—	12,500,000	
合計	69,653,679	4,277,973	920,000	73,011,653	
自己株式					
種類株式					
乙種第一回優先株式	—	680,000	680,000	—	注1
戊種第一回優先株式	—	240,000	240,000	—	注2
合計	—	920,000	920,000	—	

（注）1 普通株式の発行済株式及び乙種第一回優先株式の自己株式の増加は、取得期日到来に伴う一斉取得による増加であり、乙種第一回優先株式の発行済株式及び自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。

2 普通株式の発行済株式及び戊種第一回優先株式の自己株式の増加は、取得請求権行使による増加であり、戊種第一回優先株式の発行済株式及び自己株式の減少は、取得した自己株式の消却による減少であります。

2 配当に関する事項

当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年5月15日 取締役会	普通株式	308	0.01	平成21年3月31日	平成21年5月18日
	種類株式				
	乙種第一回 優先株式	2,162	3.18		
	戊種第一回 優先株式	1,725	7.19		
	己種第一回 優先株式	740	9.25		
	第1種第一回 優先株式	4,387	0.351		
	第2種第一回 優先株式	4,495	0.351		
	第3種第一回 優先株式	4,387	0.351		

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計 年度末株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計 年度末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	30,845,461	—	—	30,845,461	
種類株式					
乙種第一回優先株式	680,000	—	—	680,000	
戊種第一回優先株式	240,000	—	—	240,000	
己種第一回優先株式	80,000	—	—	80,000	
第1種第一回優先株式	12,500,000	—	—	12,500,000	
第2種第一回優先株式	12,808,217	—	—	12,808,217	
第3種第一回優先株式	12,500,000	—	—	12,500,000	
合計	69,653,679	—	—	69,653,679	

2 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月16日 取締役会	普通株式	3,084	0.10	平成20年3月31日	平成20年5月19日
	種類株式				
	乙種第一回 優先株式	2,162	3.18		
	戊種第一回 優先株式	1,725	7.19		
	己種第一回 優先株式	740	9.25		
	第1種第一回 優先株式	3,525	0.282		
	第2種第一回 優先株式	3,611	0.282		
	第3種第一回 優先株式	3,525	0.282		
平成21年3月26日 取締役会	普通株式	81,432	2.64	平成20年12月31日	平成21年3月27日
	種類株式				
	乙種第一回 優先株式	2,162	3.18		
	戊種第一回 優先株式	1,725	7.19		
	己種第一回 優先株式	740	9.25		
	第1種第一回 優先株式	4,387	0.351		
	第2種第一回 優先株式	4,495	0.351		
	第3種第一回 優先株式	4,387	0.351		

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日  
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	配当の原資	基準日	効力発生日
平成21年5月 15日 取締役会	普通株式	308	0.01	利益剰余金	平成21年3月31日	平成21年5月18日
	種類株式					
	乙種第一回 優先株式	2,162	3.18			
	戊種第一回 優先株式	1,725	7.19			
	己種第一回 優先株式	740	9.25			
	第1種第一回 優先株式	4,387	0.351			
	第2種第一回 優先株式	4,495	0.351			
	第3種第一回 優先株式	4,387	0.351			

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																										
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成20年9月30日現在</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>1,365,137百万円</td> </tr> <tr> <td>日本銀行以外への預け金</td> <td>△631,747百万円</td> </tr> <tr> <td><b>現金及び現金同等物</b></td> <td><b>733,390百万円</b></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	1,365,137百万円	日本銀行以外への預け金	△631,747百万円	<b>現金及び現金同等物</b>	<b>733,390百万円</b>	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成21年9月30日現在</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>1,003,937百万円</td> </tr> <tr> <td>日本銀行以外への預け金</td> <td>△351,583百万円</td> </tr> <tr> <td><b>現金及び現金同等物</b></td> <td><b>652,354百万円</b></td> </tr> </table> <p>※2 重要な非資金取引の内容</p> <p>当中間連結会計期間に合併したりそな信託銀行株式会社より引き継いだ資産及び負債の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>資産</td> <td>61,455百万円</td> </tr> <tr> <td>(うち有価証券)</td> <td>14,984百万円)</td> </tr> <tr> <td>負債</td> <td>△25,584百万円</td> </tr> <tr> <td>(うち預金)</td> <td>△14,417百万円)</td> </tr> </table> <p>なお、資産合計には現金及び現金同等物22,945百万円を含んでおります。</p>	現金預け金勘定	1,003,937百万円	日本銀行以外への預け金	△351,583百万円	<b>現金及び現金同等物</b>	<b>652,354百万円</b>	資産	61,455百万円	(うち有価証券)	14,984百万円)	負債	△25,584百万円	(うち預金)	△14,417百万円)	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成21年3月31日現在</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>1,066,904百万円</td> </tr> <tr> <td>日本銀行以外への預け金</td> <td>△287,470百万円</td> </tr> <tr> <td><b>現金及び現金同等物</b></td> <td><b>779,433百万円</b></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	1,066,904百万円	日本銀行以外への預け金	△287,470百万円	<b>現金及び現金同等物</b>	<b>779,433百万円</b>
現金預け金勘定	1,365,137百万円																											
日本銀行以外への預け金	△631,747百万円																											
<b>現金及び現金同等物</b>	<b>733,390百万円</b>																											
現金預け金勘定	1,003,937百万円																											
日本銀行以外への預け金	△351,583百万円																											
<b>現金及び現金同等物</b>	<b>652,354百万円</b>																											
資産	61,455百万円																											
(うち有価証券)	14,984百万円)																											
負債	△25,584百万円																											
(うち預金)	△14,417百万円)																											
現金預け金勘定	1,066,904百万円																											
日本銀行以外への預け金	△287,470百万円																											
<b>現金及び現金同等物</b>	<b>779,433百万円</b>																											

## (リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(借手側) 1 ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 (ア)有形固定資産 主として、現金自動機であります。 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。なお、中間連結貸借対照表に無形固定資産として計上しているもの以外に、ソフトウェアのリース取引と役員提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により、支払金額が確定している将来費用の総額は、27,017百万円であります。 (2) リース資産の減価償却の方法 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。 (3) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 8,782百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 5,360百万円 中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 3,422百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 1,448百万円 1年超 2,382百万円 合計 3,831百万円	(借手側) 1 ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同左 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。なお、中間連結貸借対照表に無形固定資産として計上しているもの以外に、ソフトウェアのリース取引と役員提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により、支払金額が確定している将来費用の総額は、14,945百万円であります。 (2) リース資産の減価償却の方法 同左 (3) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 7,212百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 5,183百万円 中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 2,029百万円 ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 1,217百万円 1年超 1,169百万円 合計 2,387百万円	(借手側) 1 ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同左 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。なお、無形固定資産のリース資産として計上しているもの以外に、ソフトウェアのリース取引と役員提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により、支払金額が確定している将来費用の総額は、19,359百万円であります。 (2) リース資産の減価償却の方法 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5. 会計処理基準に関する事項」の「(4)減価償却の方法」に記載のとおりであります。 (3) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 7,747百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 5,069百万円 年度末残高相当額 有形固定資産 2,678百万円 ・未経過リース料年度末残高相当額 1年内 1,397百万円 1年超 1,682百万円 合計 3,079百万円

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 951百万円 減価償却費相当額 934百万円 支払利息相当額 60百万円</li> <li>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 4,482百万円 1年超 4,654百万円 <u>合計 9,137百万円</u></li> </ul> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 738百万円 減価償却費相当額 663百万円 支払利息相当額 34百万円</li> <li>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 2,013百万円 1年超 4,162百万円 <u>合計 6,175百万円</u></li> </ul> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 1,744百万円 減価償却費相当額 1,675百万円 支払利息相当額 104百万円</li> <li>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 3,543百万円 1年超 3,665百万円 <u>合計 7,209百万円</u></li> </ul> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>
<p>(貸手側)</p> <p>1 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 42百万円 1年超 397百万円 <u>合計 439百万円</u></li> </ul>	<p>(貸手側)</p> <p>1 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 51百万円 1年超 326百万円 <u>合計 377百万円</u></li> </ul>	<p>(貸手側)</p> <p>1 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 31百万円 1年超 382百万円 <u>合計 413百万円</u></li> </ul>

(有価証券関係)

I 前中間連結会計期間末

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	30,083	30,270	186

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	287,685	414,560	126,874
債券	3,049,022	3,004,845	△44,176
国債	2,691,071	2,648,164	△42,906
地方債	104,587	103,873	△713
社債	253,364	252,807	△556
その他	193,693	185,436	△8,257
合計	3,530,401	3,604,842	74,440

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、2,592百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	50,758
非上場内国債	352,143

## II 当中間連結会計期間末

中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

### 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	357,029	361,325	4,296

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

### 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額(百万円)
株式	269,269	366,911	97,642
債券	3,389,134	3,374,439	△14,695
国債	3,187,515	3,172,318	△15,197
地方債	32,889	32,944	54
社債	168,729	169,176	447
その他	42,790	44,111	1,321
合計	3,701,194	3,785,462	84,268

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,362百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

### 3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	49,815
非上場内国債	292,479

### Ⅲ 前連結会計年度末

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券及び短期社債、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。

#### 1 売買目的有価証券(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	353,437	265

#### 2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	80,439	81,570	1,130	1,130	—

(注) 1 時価は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

#### 3 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	270,874	294,713	23,839	50,496	26,656
債券	3,777,510	3,738,173	△39,337	277	39,615
国債	3,493,957	3,454,712	△39,245	3	39,248
地方債	106,215	106,119	△95	128	223
社債	177,338	177,341	2	146	143
その他	40,397	37,485	△2,912	2,221	5,133
合計	4,088,782	4,070,372	△18,410	52,995	71,405

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については主として当連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、15,612百万円であります。

また、「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、償却・引当基準の自己査定による有価証券発行会社の債務者区分に従い、次のとおりとしております。

正常先：原則として時価が取得原価に比べて50%以上下落

要注意先、未格付け先：時価が取得原価に比べて30%以上下落

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先：時価が取得原価に比べて下落

4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)  
該当ありません。

5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	25,871,969	39,050	32,617

6 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	50,355
非上場内国債	322,134

7 保有目的を変更した有価証券  
該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	1,512,818	1,937,176	464,620	226,132
国債	1,425,260	1,444,385	439,373	226,132
地方債	—	90,653	15,466	—
社債	87,557	402,138	9,780	—
その他	9,729	11,632	11,339	16,131
合計	1,522,547	1,948,809	475,959	242,263

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)  
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)  
該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成21年9月30日現在)  
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日現在)  
該当ありません。

III 前連結会計年度末

- 1 運用目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)  
該当ありません。
- 2 満期保有目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)  
該当ありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年3月31日現在)  
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	74,440
その他有価証券	74,440
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	9,584
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	64,856
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	△4
その他有価証券評価差額金	64,852

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	84,268
その他有価証券	84,268
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	17,937
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	66,331
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	11
その他有価証券評価差額金	66,342

### Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成21年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△18,410
その他有価証券	△18,410
その他の金銭の信託	—
(+)繰延税金資産	7,225
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△11,185
(△)少数株主持分相当額	—
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	9
その他有価証券評価差額金	△11,176

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	243,515	△83	△83
店頭	金利スワップ	18,500,233	24,745	24,394
	キャップ	96,896	△62	353
	フロアー	50,158	341	514
	スワップション	500,000	△111	122
	合計	—	24,829	25,300

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	3,358,474	△1,222	21,713
	為替予約	1,611,290	△1	△1
	通貨オプション	2,646,748	41,473	52,619
	合計	—	40,250	74,331

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	株式指数先物	2,259	△4	△4
	合計	—	△4	△4

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	債券先物	25,817	1	1
	債券先物オプション	14,906	11	△54
	合計	—	13	△53

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

## II 当中間連結会計期間末

### (1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	211,822	△163	△163
店頭	金利スワップ	19,405,130	23,183	23,071
	キャップ	52,621	330	572
	フロアー	73,138	831	894
	スワップション	651,000	58	△205
	合計	—	24,240	24,168

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

### (2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	2,869,534	△4,044	47,503
	為替予約	1,708,682	△38,712	△38,712
	通貨オプション	2,839,131	93,991	98,748
	合計	—	51,235	107,539

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

### (3) 株式関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	株式指数先物	3,030	△3	△3
	株式指数オプション	1,850	△19	3
店頭	有価証券店頭オプション	10,800	△178	△178
	合計	—	△201	△178

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物	53,139	△174	△174
店頭	債券店頭オプション	896,016	332	△38
	合計	—	157	△213

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。  
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

### Ⅲ 前連結会計年度末

#### 1 取引の状況に関する事項

##### (1) 取引の内容

- ① 金利関連  
金利スワップ、金利オプション、金利先物、金利先物オプション、金利先渡契約
- ② 通貨関連  
為替予約、通貨スワップ、通貨オプション
- ③ 株式関連  
株式指数先物、株式指数オプション、有価証券店頭オプション
- ④ 債券関連  
債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション

##### (2) 取引に対する取組方針及び利用目的

お客様の高度化・多様化したニーズにお応えする金融商品を提供する上で、また、当社が晒される様々なリスクをコントロールする上で、デリバティブ取引は欠かせないものとなっております。

当社では、取引に内在するリスクを正確に認識し、適切な管理体制の下に、経営戦略・資源に応じた取引を行うことを基本とし、以下の目的でデリバティブ取引を行っております。

##### ① お客様のリスクヘッジニーズへの対応

お客様は様々なリスクに晒されており、このリスクをヘッジするニーズは高く、また多様化しております。当社のデリバティブ取引の中心は、このようなお客様のリスクヘッジニーズに応じた商品の提供であります。当社では、お客様の様々なニーズに的確にお応えするために、豊富な金融商品を取り揃えとともに、商品提供力の向上に努めております。

しかし、デリバティブ取引は、その仕組み・内容から多大な損失を被る場合も想定されます。そこで、当社は次のような「行動基準」を作成し、お客様と取引する際にはこの基準に沿って行っております。

##### ・商品内容とリスクの説明

商品内容、仕組み、市場リスク、信用リスク等について、必ず書面(提案書・デリバティブリスク説明書等)を使用して十分に説明すること。

##### ・自己責任の原則と取引能力

お客様が自己責任の原則を認識しており、その取引を行うに十分な判断力を有していること。

##### ・時価情報(お客様の含み損益の状況)の提供

取引実行後、お客様の要請または必要に応じて、定期的又は随時に時価情報をお客様に還元し、お客様の判断の一助とすること。

##### ② 金融資産・負債のヘッジ

当社では、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債の状況から生じる金利リスクを適正にコントロールする手段として、金利スワップ等のデリバティブ取引を利用しております。具体的には、資産・負債の将来にわたる価値を金利変動から守るための「公正価値ヘッジ」や将来のキャッシュフローを確定するための「キャッシュフローヘッジ」を、「包括ヘッジ」及び「個別ヘッジ」として実施しております。

当該取引については、検証方法等に係る規程を制定し、定期的にヘッジの有効性検証を行うなど厳正な管理を実施しております。「包括ヘッジ」の場合は、ヘッジ対象とヘッジ手段を残存期間毎にグルーピング化して重要な条件を確認することにより、又は、回帰分析等によりヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を確認することにより、ヘッジの有効性を検証しております。また、「個別ヘッジ」の場合は、当該個別ヘッジに係る有効性の検証を実施しております。

③ トレーディング取引

短期的な相場変動や市場間の格差等を利用して利益を得ることを目的とするトレーディング取引としてデリバティブ取引を行っております。

(3) 取引に係るリスクの内容とリスク管理体制

デリバティブ取引のリスクには、大別して市場リスクと信用リスクがあります。

市場リスクとは、金利、為替及び株式等の様々な市場のリスクファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクです。

信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクで、デリバティブ取引においては、市場でお客様とのキャッシュフローを新たに構築するためのコスト(再構築コスト)に将来の相場変動によって再構築コストが変動する潜在的なコストを上乗せして計測するカレントエクスポージャー方式で定期的に把握しております。

当社では、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置付け、経営陣の関与のもと、以下のような管理体制の強化、改善を行っております。

① 市場リスク管理体制

当社の市場リスク管理体制については、持株会社の「グループリスク管理方針」に則って、リスク管理の枠組みを定めた「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で制定し、これに基づいた管理を行っております。

まず、市場部門から独立したリスク管理部門として、リスク統括部を設置し、厳格なリスク管理を実施しております。また、市場リスク全体に対しては、経営体力に基づいたバリュアットリスク(自己のポジションに対して市場が不利な方向へ動いたときに一定の確率の範囲内で発生する最大損失額を統計的手法により算出した額。以下、「V a R」という。)によるリスク限度を設定するとともに、損失額についても損失限度を設定し、相場変動に伴う損失を一定範囲内にとどめる体制を敷いております。また、リスク統括部が、日次でV a R・損益を計測し、リスク限度・損失限度の遵守状況を管理するとともに経営陣宛報告を行っております。

② 信用リスク管理体制

デリバティブ取引に係る信用リスクについては、貸出金等のオンバランス取引と合算して、市場部門、業務推進部門から独立した融資・審査部門が所管し、与信判断と管理を行う体制となっております。また、お客様の信用度の変化に応じ、機動的に取引限度額の見直しを行う体制を整えております。

## 2 取引の時価等に関する事項

### (1) 金利関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建	436,119	—	3	3
	買建	36,921	3,187	32	32
店頭	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	8,039,031	4,996,420	131,237	131,008
	受取変動・支払固定	7,047,213	4,835,848	△99,904	△99,892
	受取変動・支払変動	2,688,000	1,608,000	327	327
	キャップ				
	売建	29,298	16,377	41	310
	買建	2,200	2,200	△6	△6
	フローアー				
	売建	9,000	9,000	400	△154
	買建	50,486	49,612	1,021	898
	スワップション				
	売建	220,000	—	324	△44
買建	111,000	1,000	129	△52	
	合計	—	—	32,073	32,430

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

#### 2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。  
 店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

### (2) 通貨関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	通貨スワップ	3,095,918	2,912,848	△8,135	24,537
	為替予約				
	売建	602,660	196,665	△1,933	△1,933
	買建	1,194,190	672,236	△1,397	△1,397
	通貨オプション				
	売建	1,498,118	1,171,633	83,535	5,586
	買建	1,490,366	1,192,721	136,428	56,666
	合計	—	—	41,427	83,459

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

#### 2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物				
	売建	4,701	—	4	4
	買建	8,128	—	119	119
	債券先物オプション				
	売建	2,740	—	5	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	118	123

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。  
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定  
東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(企業結合等関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)

共通支配下の取引等

平成20年12月19日に当社の親会社である株式会社りそなホールディングス、当社及びりそな信託銀行株式会社(ともに株式会社りそなホールディングスの100%子会社)が締結した合併契約に基づき、当社とりそな信託銀行株式会社は、平成21年4月1日付で合併いたしました。その概要は以下のとおりであります。

1 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

① 結合企業

名称 : 株式会社りそな銀行

事業の内容 : 銀行・信託業務

② 被結合企業

名称 : りそな信託銀行株式会社

事業の内容 : 銀行・信託業務

(2) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、りそな信託銀行株式会社を消滅会社とする吸収合併

(3) 結合後企業の名称

株式会社りそな銀行

(4) 取引の目的を含む取引の概要

① 合併の目的

当社とりそな信託銀行株式会社が有する信託機能の強化、専門性の維持・向上を通じ、お客さまにご提供するサービスレベルを高め、グループ価値の向上を図ることを目的としております。

② 合併期日

平成21年 4月 1日

2 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成19年11月15日公表分)に基づき、共通支配下の取引として会計処理しております。

III 前連結会計年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)

該当ありません。

#### 【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計及び経常利益の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計及び経常利益の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計、経常利益及び全セグメントの資産の合計額に占める銀行信託業務の割合がいずれも90%を超えているため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

#### 【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

全セグメントの経常収益の合計に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計及び全セグメントの資産の合計額に占める本邦の割合がいずれも90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

#### 【海外経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

海外経常収益が連結経常収益の10%未満のため、海外経常収益の記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	円	△46.20	△19.49	△50.61
1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	1.76	1.76	1.68
潜在株式調整後 1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	0.75	0.71	1.13

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	1,172,950	1,188,694	1,051,233
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	2,598,083	1,873,264	2,612,326
うち少数株主持分	百万円	126,521	109,703	122,865
うち優先株式	百万円	2,471,561	1,763,561	2,471,561
うち(中間)優先配当額	百万円	-	-	17,898
普通株式に係る(中間)期末の純資産額	百万円	△1,425,132	△684,570	△1,561,092
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	30,845,461	35,123,435	30,845,461

2 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	54,318	61,913	87,830
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-	35,797
うち(中間)優先配当額	百万円	-	-	35,797
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	54,318	61,913	52,033
普通株式の(中間)期中平均株式数	千株	30,845,461	35,123,435	30,845,461
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整額	百万円	-	-	26,541
うち(中間)優先配当額	百万円	-	-	26,541
普通株式増加数	千株	41,183,178	51,942,798	38,414,057
うち優先株式	千株	41,183,178	51,942,798	38,414,057
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要		該当ありません。	該当ありません。	乙種第一回優先株式 (発行済株式総数 680,000千株) 戊種第一回優先株式 (発行済株式総数 240,000千株) 己種第一回優先株式 (発行済株式総数 80,000千株) なお、上記優先株式の概要は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																												
<p>企業結合に関する重要な後発事象等 当社の親会社である株式会社りそなホールディングス、当社及びりそな信託銀行株式会社（ともに株式会社りそなホールディングスの100%子会社）は、平成20年11月7日開催の各社取締役会において、関係当局の認可等を前提として、当社とりそな信託銀行株式会社が合併することについて基本合意し、同日付にて覚書を締結いたしました。</p> <p>1. 合併の目的 当社とりそな信託銀行株式会社が有する信託機能の強化、専門性の維持・向上を通じ、お客さまにご提供するサービスレベルを高め、グループ価値の向上を図ることを目的としております。</p> <p>2. 合併の方法 当社を吸収合併存続会社とし、りそな信託銀行株式会社を吸収合併消滅会社とします。</p> <p>3. りそな信託銀行株式会社の主な事業の内容、規模等</p> <table border="0" data-bbox="220 1153 563 1590"> <tr> <td>事業の内容</td> <td>銀行・信託業務</td> </tr> <tr> <td>経常収益</td> <td>40,387百万円 (平成20年3月期)</td> </tr> <tr> <td>当期純利益</td> <td>11,205百万円 (同上)</td> </tr> <tr> <td>総資産</td> <td>84,403百万円 (平成20年3月31日現在)</td> </tr> <tr> <td>総負債</td> <td>46,702百万円 (同上)</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>10,000百万円 (同上)</td> </tr> <tr> <td>純資産</td> <td>37,701百万円 (同上)</td> </tr> </table> <p>4. 合併の時期 合併期日は平成21年4月1日を目処とします。 なお、合併の効力発生は、関係当局の認可等を停止条件とします。</p>	事業の内容	銀行・信託業務	経常収益	40,387百万円 (平成20年3月期)	当期純利益	11,205百万円 (同上)	総資産	84,403百万円 (平成20年3月31日現在)	総負債	46,702百万円 (同上)	資本金	10,000百万円 (同上)	純資産	37,701百万円 (同上)	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(企業結合に関する重要な後発事象等) 平成20年12月19日に当社の親会社である株式会社りそなホールディングス、当社及びりそな信託銀行株式会社（ともに株式会社りそなホールディングスの100%子会社）が締結した合併契約に基づき、当社とりそな信託銀行株式会社は、平成21年4月1日付で合併いたしました。</p> <p>1. 合併の目的 当社とりそな信託銀行株式会社が有する信託機能の強化、専門性の維持・向上を通じ、お客さまにご提供するサービスレベルを高め、グループ価値の向上を図ることを目的としております。</p> <p>2. 合併の方法、合併後の会社の名称 当社を吸収合併存続会社、りそな信託銀行株式会社を吸収合併消滅会社とし、合併後の会社の名称は株式会社りそな銀行であります。</p> <p>3. りそな信託銀行株式会社の主な事業の内容、規模等</p> <table border="0" data-bbox="1062 1153 1406 1590"> <tr> <td>事業の内容</td> <td>銀行・信託業務</td> </tr> <tr> <td>経常収益</td> <td>35,933百万円 (平成21年3月期)</td> </tr> <tr> <td>当期純利益</td> <td>9,163百万円 (同上)</td> </tr> <tr> <td>総資産</td> <td>61,455百万円 (平成21年3月31日現在)</td> </tr> <tr> <td>総負債</td> <td>25,584百万円 (同上)</td> </tr> <tr> <td>資本金</td> <td>10,000百万円 (同上)</td> </tr> <tr> <td>純資産</td> <td>35,871百万円 (同上)</td> </tr> </table> <p>4. 実施した会計処理の概要 「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日）に定める共通支配下の取引として会計処理いたします。</p>	事業の内容	銀行・信託業務	経常収益	35,933百万円 (平成21年3月期)	当期純利益	9,163百万円 (同上)	総資産	61,455百万円 (平成21年3月31日現在)	総負債	25,584百万円 (同上)	資本金	10,000百万円 (同上)	純資産	35,871百万円 (同上)
事業の内容	銀行・信託業務																													
経常収益	40,387百万円 (平成20年3月期)																													
当期純利益	11,205百万円 (同上)																													
総資産	84,403百万円 (平成20年3月31日現在)																													
総負債	46,702百万円 (同上)																													
資本金	10,000百万円 (同上)																													
純資産	37,701百万円 (同上)																													
事業の内容	銀行・信託業務																													
経常収益	35,933百万円 (平成21年3月期)																													
当期純利益	9,163百万円 (同上)																													
総資産	61,455百万円 (平成21年3月31日現在)																													
総負債	25,584百万円 (同上)																													
資本金	10,000百万円 (同上)																													
純資産	35,871百万円 (同上)																													

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【中間財務諸表等】  
 (1) 【中間財務諸表】  
 ① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>			
現金預け金	1,362,179	1,006,521	1,067,156
コールローン	1,055,385	527,617	410,241
債券貸借取引支払保証金	26,173	—	—
買入金銭債権	43,607	37,364	39,936
特定取引資産	※8 562,977	※8 481,046	※8 506,056
有価証券	※1, ※2, ※8, ※15 4,104,478	※1, ※2, ※8, ※15 4,544,220	※1, ※2, ※8, ※15 4,585,867
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※ 8, ※9 16,827,962	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※ 8, ※9 17,074,280	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※ 8, ※9 17,421,486
外国為替	※7 110,296	※7 51,177	※7 69,711
その他資産	※8 660,511	※8 1,142,700	※8 799,314
有形固定資産	※10, ※11 236,909	※10, ※11 230,382	※10, ※11, ※12 233,580
無形固定資産	33,771	46,842	39,301
繰延税金資産	243,480	215,986	221,234
支払承諾見返	496,795	439,391	473,343
貸倒引当金	△360,864	△298,618	△283,615
資産の部合計	25,403,665	25,498,912	25,583,615

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>負債の部</b>			
預金	※8 18,635,548	※8 19,125,366	※8 19,460,229
譲渡性預金	2,110,750	1,377,270	1,400,690
コールマネー	※8 480,912	※8 511,961	288,154
売現先勘定	※8 642,556	※8 111,975	※8 779,457
債券貸借取引受入担保金	—	※8 50,916	—
特定取引負債	95,224	161,409	123,270
借入金	※8, ※13 437,027	※8, ※13 885,843	※8, ※13 549,036
外国為替	12,393	8,045	8,714
社債	※14 679,817	※14 690,712	※14 613,249
信託勘定借	377,925	393,595	345,877
その他負債	357,871	631,746	580,551
未払法人税等	1,865	1,120	1,480
リース債務	25,395	32,366	30,980
その他の負債	330,611	598,259	548,090
賞与引当金	2,932	4,254	6,347
その他の引当金	15,413	17,583	15,399
再評価に係る繰延税金負債	※10 31,722	※10 30,258	※10 30,914
支払承諾	496,795	439,391	473,343
負債の部合計	24,376,891	24,440,330	24,675,235
<b>純資産の部</b>			
資本金	279,928	279,928	279,928
資本剰余金	352,208	377,178	352,208
資本準備金	279,928	279,928	279,928
その他資本剰余金	72,280	97,250	72,280
利益剰余金	289,959	278,328	222,965
その他利益剰余金	289,959	278,328	222,965
繰越利益剰余金	289,959	278,328	222,965
株主資本合計	922,097	935,435	855,102
その他有価証券評価差額金	64,856	66,331	△11,185
繰延ヘッジ損益	△3,352	15,782	22,469
土地再評価差額金	※10 43,173	※10 41,033	※10 41,992
評価・換算差額等合計	104,677	123,146	53,276
純資産の部合計	1,026,774	1,058,582	908,379
負債及び純資産の部合計	25,403,665	25,498,912	25,583,615

## ②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
経常収益	327,146	305,530	612,459
資金運用収益	225,900	188,384	434,719
(うち貸出金利息)	180,884	163,385	358,769
(うち有価証券利息配当金)	18,316	13,657	35,303
信託報酬	3,448	14,467	7,181
役務取引等収益	48,562	47,220	93,168
特定取引収益	1,572	28,660	20,299
その他業務収益	29,729	16,035	32,045
その他経常収益	※1 17,933	※1 10,761	※1 25,043
経常費用	333,892	258,370	589,318
資金調達費用	58,285	34,719	100,951
(うち預金利息)	28,332	16,857	49,469
役務取引等費用	20,551	24,622	43,232
特定取引費用	7,379	651	251
その他業務費用	6,000	26,490	8,398
営業経費	※2 110,176	※2 118,396	221,444
その他経常費用	※3 131,499	※3 53,490	※3 215,040
経常利益又は経常損失(△)	△6,745	47,159	23,140
特別利益	※4 115,449	※4 13,041	※4 137,188
特別損失	※5 2,501	※5 2,989	※5 4,588
税引前中間純利益	106,202	57,212	155,741
法人税、住民税及び事業税	13,810	11,083	11,610
過年度法人税等	△4,295	—	△4,295
法人税等調整額	45,792	△15,589	66,376
法人税等合計	55,307	△4,506	73,691
中間純利益	50,894	61,718	82,050

③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
<b>株主資本</b>			
資本金			
前期末残高	279,928	279,928	279,928
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	279,928	279,928	279,928
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	279,928	279,928	279,928
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	279,928	279,928	279,928
その他資本剰余金			
前期末残高	72,280	72,280	72,280
当中間期変動額			
合併による増加	—	24,969	—
当中間期変動額合計	—	24,969	—
当中間期末残高	72,280	97,250	72,280
資本剰余金合計			
前期末残高	352,208	352,208	352,208
当中間期変動額			
合併による増加	—	24,969	—
当中間期変動額合計	—	24,969	—
当中間期末残高	352,208	377,178	352,208
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高	240,740	222,965	240,740
当中間期変動額			
剰余金の配当	△18,374	△18,207	△117,705
中間純利益	50,894	61,718	82,050
合併による増加	—	10,891	—
土地再評価差額金の取崩	16,699	959	17,880
当中間期変動額合計	49,219	55,363	△17,774
当中間期末残高	289,959	278,328	222,965
株主資本合計			
前期末残高	872,877	855,102	872,877
当中間期変動額			
剰余金の配当	△18,374	△18,207	△117,705
中間純利益	50,894	61,718	82,050
合併による増加	—	35,861	—
土地再評価差額金の取崩	16,699	959	17,880
当中間期変動額合計	49,219	80,332	△17,774
当中間期末残高	922,097	935,435	855,102

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
<b>評価・換算差額等</b>			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	104,727	△11,185	104,727
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△39,870	77,516	△115,912
当中間期変動額合計	△39,870	77,516	△115,912
当中間期末残高	64,856	66,331	△11,185
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	19,621	22,469	19,621
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△22,974	△6,686	2,847
当中間期変動額合計	△22,974	△6,686	2,847
当中間期末残高	△3,352	15,782	22,469
土地再評価差額金			
前期末残高	59,872	41,992	59,872
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△16,699	△959	△17,880
当中間期変動額合計	△16,699	△959	△17,880
当中間期末残高	43,173	41,033	41,992
評価・換算差額等合計			
前期末残高	184,221	53,276	184,221
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△79,544	69,870	△130,944
当中間期変動額合計	△79,544	69,870	△130,944
当中間期末残高	104,677	123,146	53,276
純資産合計			
前期末残高	1,057,099	908,379	1,057,099
当中間期変動額			
剰余金の配当	△18,374	△18,207	△117,705
中間純利益	50,894	61,718	82,050
合併による増加	—	35,861	—
土地再評価差額金の取崩	16,699	959	17,880
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△79,544	69,870	△130,944
当中間期変動額合計	△30,324	150,202	△148,719
当中間期末残高	1,026,774	1,058,582	908,379

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	同左	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
2 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については中間決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	同左	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については決算日前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額に基づく時価法、また、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
4 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：2年～50年 その他：2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。 なお、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、自己所有の固定資産と同一の方法により償却しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3) リース資産 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産は、建物については定額法、動産については定率法をそれぞれ採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：2年～50年 その他：2年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3) リース資産 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は321,132百万円であります。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は370,692百万円であります。</p> <p>(追加情報) 破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権について、従来、債権額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しておりましたが、前事業年度において当該</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>また、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は384,581百万円であります。</p> <p>(追加情報) 破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権について、従来、債権額から担保の処分可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しておりましたが、当事業年度において当該</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		債権に対する引当額と貸倒実績の乖離が判明し、その要因分析等の結果、貸倒実績率に基づく貸倒引当金の計上により合理的と判断されたため、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ28,795百万円増加しております。	債権に対する引当額と貸倒実績の乖離が判明し、その要因分析等の結果、貸倒実績率に基づく貸倒引当金の計上により合理的と判断されたため、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。この変更により、税引前当期純利益は、従来の方法によった場合に比べ19,751百万円増加しております。
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(2) 賞与引当金 同左	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への業績インセンティブ給与の支払いに備えるため、従業員に対する業績インセンティブ給与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。 過去勤務債務： 発生年度に一括して損益処理 数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理	(3) 退職給付引当金 同左	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は、以下のとおりであります。 過去勤務債務： 発生年度に一括して損益処理 数理計算上の差異： 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(4) その他の引当金 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。 主な内訳は次のとおりであります。</p> <p>信託取引損失引当金 10,782百万円 当社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>預金払戻損失引当金 2,989百万円 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。</p> <p>信用保証協会負担金引当金 1,000百万円 信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり計上しております。</p>	<p>(4) その他の引当金 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。 主な内訳は次のとおりであります。</p> <p>信託取引損失引当金 10,963百万円 当社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>預金払戻損失引当金 4,114百万円 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。</p> <p>信用保証協会負担金引当金 1,600百万円 信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり計上しております。</p>	<p>(4) その他の引当金 その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用または損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。 主な内訳は次のとおりであります。</p> <p>信託取引損失引当金 10,906百万円 当社が受託者として管理・運用している元本補填契約のない信託取引について、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p> <p>預金払戻損失引当金 2,510百万円 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。</p> <p>信用保証協会負担金引当金 1,200百万円 信用保証協会の責任共有制度導入等に伴い、将来、負担金として発生する可能性のある費用を見積もり計上しております。</p>
	<p>(5) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>——</p>	<p>(5) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
8 ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております。また、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は902百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は1,566百万円(同前)であります。</p>	<p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております。また、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ利益は620百万円(税効果額控除前)であります。</p>	<p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております。また、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から最長10年間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は399百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は1,051百万円(同前)であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(ハ)内部取引等 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間又は内部部門間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。 なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジあるいは金利スワップの特例処理を行っております。	(ハ)内部取引等 同左	(ハ)内部取引等 同左
9 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によりしております。	同左	同左
10 連結納税制度の適用	株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。	同左	同左

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。 なお、これによる影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p>	<p>(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 なお、これによる影響は軽微であります。</p>

【表示方法の変更】

<p>前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>
<p>(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。</p>	<p>—————</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成20年 9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年 9月30日)	前事業年度末 (平成21年 3月31日)
<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 29,421百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは54百万円ではありますが、(再)担保に差し入れている有価証券及び再貸付けに供している有価証券はありません。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は28,889百万円、延滞債権額は318,443百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 29,421百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券はありません。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は44,916百万円、延滞債権額は297,630百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 29,421百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券はありません。 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券はありません。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は70,115百万円、延滞債権額は266,737百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は11,275百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は149,278百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は507,887百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は160,058百万円であります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は14,739百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は123,778百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は481,065百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は118,074百万円であります。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は19,740百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は102,248百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は458,841百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は150,654百万円であります。</p>

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>特定取引資産</p> <p>268,558百万円</p> <p>有価証券 2,478,041百万円</p> <p>貸出金 158,262百万円</p> <p>その他資産 3,903百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 150,420百万円</p> <p>コールマネー</p> <p>200,000百万円</p> <p>売現先勘定 642,556百万円</p> <p>借入金 418,000百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券599,858百万円及びその他資産48,445百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は3,466百万円、敷金保証金は18,197百万円であります。</p>	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>特定取引資産</p> <p>191,835百万円</p> <p>有価証券 3,210,154百万円</p> <p>貸出金 71,721百万円</p> <p>その他資産 3,887百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 107,499百万円</p> <p>コールマネー</p> <p>200,000百万円</p> <p>売現先勘定 111,975百万円</p> <p>債券貸借取引受入担保金</p> <p>50,916百万円</p> <p>借入金 867,400百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券626,585百万円及びその他資産189,179百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は4,044百万円、敷金保証金は17,051百万円であります。</p>	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>特定取引資産</p> <p>159,804百万円</p> <p>有価証券 2,898,507百万円</p> <p>貸出金 100,481百万円</p> <p>その他資産 3,952百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 125,586百万円</p> <p>売現先勘定 779,457百万円</p> <p>借入金 530,400百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券752,337百万円及びその他資産122,654百万円を差し入れております。</p> <p>また、その他資産のうち敷金保証金は17,984百万円であります。</p>

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,907,121百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,662,088百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,049,158百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが5,842,557百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,200,511百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが5,981,282百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>※10 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>※10 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p>	<p>※10 株式会社あさひ銀行及び株式会社奈良銀行より継承した事業用の土地については、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1号に定める地価公示法により公示された価格(平成10年1月1日基準日)に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p>25,131百万円</p>
<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 134,289百万円</p>	<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 136,729百万円</p>	<p>※11 有形固定資産の減価償却累計額 133,830百万円</p>
<p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円が含まれております。</p>	<p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円が含まれております。</p>	<p>※12 有形固定資産の圧縮記帳額 37,381百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※13 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金15,000百万円が含まれております。</p>
<p>※14 社債は全額劣後特約付社債であります。</p>	<p>※14 社債は全額劣後特約付社債であります。</p>	<p>※14 社債は全額劣後特約付社債であります。</p>

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は328,303百万円であります。</p> <p>16 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託440,982百万円であります。</p>	<p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は271,829百万円あります。</p> <p>16 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託477,959百万円あります。</p>	<p>※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は299,034百万円あります。</p> <p>16 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託410,635百万円あります。</p>

## (中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
※1 「その他経常収益」には、 株式等売却益 8,895百万円 を含んでおります。	※1 「その他経常収益」には、 株式等売却益 3,025百万円 を含んでおります。	※1 「その他経常収益」には、 株式等売却益 12,132百万円 を含んでおります。
※2 減価償却実施額は下記のとおり であります。 有形固定資産 3,460百万円 無形固定資産 1,088百万円 リース資産 1,747百万円	※2 減価償却実施額は下記のとおり であります。 有形固定資産 3,245百万円 無形固定資産 2,363百万円 リース資産 3,970百万円	
※3 「その他経常費用」には、 貸倒引当金繰入額 52,865百万円 貸出金償却 63,128百万円 株式等償却 8,431百万円 を含んでおります。	※3 「その他経常費用」には、 貸倒引当金繰入額 25,964百万円 貸出金償却 19,262百万円 株式等償却 1,753百万円 を含んでおります。	※3 「その他経常費用」には、 貸出金償却 162,537百万円 株式等売却損 24,219百万円 株式等償却 21,846百万円 を含んでおります。
※4 「特別利益」には、 固定資産処分益 104,743百万円 償却債権取立益 10,706百万円 を含んでおります。	※4 「特別利益」には、 償却債権取立益 8,363百万円 劣後特約付社債の買入消却益 4,678百万円 を含んでおります。	※4 「特別利益」には、 固定資産処分益 105,099百万円 償却債権取立益 17,413百万円 を含んでおります。
※5 「特別損失」には、 減損損失 2,160百万円 を含んでおります。	※5 「特別損失」には、 減損損失 2,462百万円 を含んでおります。	※5 「特別損失」には、 減損損失 3,334百万円 を含んでおります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項  
該当ありません。

II 当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
種類株式					
乙種第一回優先株式	—	680,000	680,000	—	注1
戊種第一回優先株式	—	240,000	240,000	—	注2
合計	—	920,000	920,000	—	

- (注) 1 取得期日到来に伴う一斉取得による増加及び取得した自己株式の消却による減少であります。  
2 取得請求権行使による増加及び取得した自己株式の消却による減少であります。

III 前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項  
該当ありません。

## (リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
(借手側) 1 ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 (ア)有形固定資産 主として、現金自動機であります。 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。なお、中間貸借対照表に無形固定資産として計上しているもの以外に、ソフトウェアのリース取引と役務提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により、支払金額が確定している将来費用の総額は、27,017百万円であります。 (2) リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 (3) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 8,782百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 5,360百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 3,422百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 1,448百万円 1年超 2,382百万円 合計 3,831百万円	(借手側) 1 ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同左 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。なお、中間貸借対照表に無形固定資産として計上しているもの以外に、ソフトウェアのリース取引と役務提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により、支払金額が確定している将来費用の総額は、14,945百万円であります。 (2) リース資産の減価償却の方法 同左 (3) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 7,212百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 5,183百万円 中間会計期間末残高相当額 有形固定資産 2,029百万円 ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 1年内 1,217百万円 1年超 1,169百万円 合計 2,387百万円	(借手側) 1 ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 (ア)有形固定資産 同左 (イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。なお、無形固定資産のリース資産として計上しているもの以外に、ソフトウェアのリース取引と役務提供取引が一体化されているシステムアウトソーシング契約により、支払金額が確定している将来費用の総額は、19,359百万円であります。 (2) リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 (3) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 7,747百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 5,069百万円 期末残高相当額 有形固定資産 2,678百万円 ・未経過リース料期末残高相当額 1年内 1,397百万円 1年超 1,682百万円 合計 3,079百万円

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 951百万円 減価償却費相当額 934百万円 支払利息相当額 60百万円</li> <li>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 4,482百万円 1年超 4,654百万円 合計 9,137百万円</li> </ul> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 738百万円 減価償却費相当額 663百万円 支払利息相当額 34百万円</li> <li>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 2,013百万円 1年超 4,162百万円 合計 6,175百万円</li> </ul> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 支払リース料 1,744百万円 減価償却費相当額 1,675百万円 支払利息相当額 104百万円</li> <li>・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>・利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul> <p>2 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 3,543百万円 1年超 3,665百万円 合計 7,209百万円</li> </ul> <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、減損損失累計額相当額等減損会計に係る項目の記載は省略しております。</p>
<p>(貸手側)</p> <p>1 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 42百万円 1年超 397百万円 合計 439百万円</li> </ul>	<p>(貸手側)</p> <p>1 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 51百万円 1年超 326百万円 合計 377百万円</li> </ul>	<p>(貸手側)</p> <p>1 オペレーティング・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 31百万円 1年超 382百万円 合計 413百万円</li> </ul>

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前中間会計期間末(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間会計期間末(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

III 前事業年度末(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(企業結合等関係)

I 前中間会計期間(自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)

該当ありません。

II 当中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)

中間連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に記載しているため、注記を省略していません。

III 前事業年度(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

該当ありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(企業結合に関する重要な後発事象等) 当社の親会社である株式会社りそなホールディングス、当社及びりそな信託銀行株式会社(ともに株式会社りそなホールディングスの100%子会社)は、平成20年11月7日開催の各社取締役会において、関係当局の認可等を前提として、当社とりそな信託銀行株式会社が合併することについて基本合意し、同日付にて覚書を締結いたしました。</p> <p>1. 合併の目的 当社とりそな信託銀行株式会社が有する信託機能の強化、専門性の維持・向上を通じ、お客さまにご提供するサービスレベルを高め、グループ価値の向上を図ることを目的としております。</p> <p>2. 合併の方法 当社を吸収合併存続会社とし、りそな信託銀行株式会社を吸収合併消滅会社とします。</p> <p>3. りそな信託銀行株式会社の主な事業の内容、規模等</p> <p>事業の内容 銀行・信託業務 経常収益 40,387百万円 (平成20年3月期) 当期純利益 11,205百万円 (同上) 総資産 84,403百万円 (平成20年3月31日現在) 総負債 46,702百万円 (同上) 資本金 10,000百万円 (同上) 純資産 37,701百万円 (同上)</p> <p>4. 合併の時期 合併期日は平成21年4月1日を目処とします。 なお、合併の効力発生は、関係当局の許可等を停止条件とします。</p>	<p style="text-align: center;">—————</p>	<p>(企業結合に関する重要な後発事象等) 平成20年12月19日に当社の親会社である株式会社りそなホールディングス、当社及びりそな信託銀行株式会社(ともに株式会社りそなホールディングスの100%子会社)が締結した合併契約に基づき、当社とりそな信託銀行株式会社は、平成21年4月1日付で合併いたしました。</p> <p>1. 合併の目的 当社とりそな信託銀行株式会社が有する信託機能の強化、専門性の維持・向上を通じ、お客さまにご提供するサービスレベルを高め、グループ価値の向上を図ることを目的としております。</p> <p>2. 合併の方法、合併後の会社の名称 当社を吸収合併存続会社、りそな信託銀行株式会社を吸収合併消滅会社とし、合併後の会社の名称は株式会社りそな銀行であります。</p> <p>3. りそな信託銀行株式会社の主な事業の内容、規模等</p> <p>事業の内容 銀行・信託業務 経常収益 35,933百万円 (平成21年3月期) 当期純利益 9,163百万円 (同上) 総資産 61,455百万円 (平成21年3月31日現在) 総負債 25,584百万円 (同上) 資本金 10,000百万円 (同上) 純資産 35,871百万円 (同上)</p> <p>4. 実施した会計処理の概要 「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会 平成15年10月31日)に定める共通支配下の取引として会計処理いたします。</p>

## (2) 【その他】

## 信託財産残高表

## 資産

科目	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)		当中間会計期間末 (平成21年9月30日)		前事業年度 (平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	119,121	7.60	106,554	0.40	112,856	7.38
有価証券	0	0.00	0	0.00	0	0.00
信託受益権	—	—	25,352,161	94.47	—	—
受託有価証券	372	0.02	853	0.00	501	0.03
金銭債権	348,948	22.27	300,357	1.12	353,466	23.12
有形固定資産	682,711	43.57	647,528	2.41	678,554	44.38
無形固定資産	3,568	0.23	3,481	0.01	3,570	0.24
その他債権	10,036	0.64	9,584	0.04	9,677	0.63
銀行勘定貸	377,925	24.12	393,595	1.47	345,877	22.63
現金預け金	24,221	1.55	22,733	0.08	24,349	1.59
合計	1,566,906	100.00	26,836,851	100.00	1,528,854	100.00

## 負債

科目	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)		当中間会計期間末 (平成21年9月30日)		前事業年度 (平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	470,981	30.06	6,962,915	25.95	434,462	28.42
年金信託	—	—	3,481,271	12.97	—	—
財産形成給付信託	1,011	0.06	1,022	0.00	1,060	0.07
投資信託	—	—	14,646,785	54.58	—	—
金銭信託以外の金銭の信託	0	0.00	124,210	0.46	0	0.00
有価証券の信託	372	0.02	392,268	1.46	501	0.03
金銭債権の信託	370,841	23.67	324,436	1.21	373,541	24.43
土地及びその定着物の信託	121,237	7.74	114,337	0.43	120,071	7.85
土地及びその定着物の賃借権の信託	4,771	0.30	2,940	0.01	4,689	0.31
包括信託	597,688	38.15	786,663	2.93	594,525	38.89
合計	1,566,906	100.00	26,836,851	100.00	1,528,854	100.00

(注) 1 前中間会計期間末及び前事業年度の計数につきましては、平成21年4月1日に合併したりその信託銀行株式会社の計数は含まれておりません。

2 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

3 共同信託他社管理財産 前中間会計期間末20,458百万円、当中間会計期間末1,874,688百万円、前事業年度17,290百万円

4 元本補てん契約のある信託の貸出金 前中間会計期間末119,000百万円のうち、破綻先債権額は46百万円、延滞債権額は19,709百万円、3ヵ月以上延滞債権額は112百万円、貸出条件緩和債権額は3,912百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は23,781百万円であります。

5 元本補てん契約のある信託の貸出金 当中間会計期間末106,554百万円のうち、破綻先債権額は19百万円、延滞債権額は19,700百万円、3ヵ月以上延滞債権額は174百万円、貸出条件緩和債権額は3,593百万円であります。

また、これらの債権額の合計額は23,488百万円であります。

- 6 元本補てん契約のある信託の貸出金 前事業年度112,792百万円のうち、破綻先債権額は38百万円、延滞債権額は19,486百万円、3ヵ月以上延滞債権額は32百万円、貸出条件緩和債権額は3,803百万円であります。また、これらの債権額の合計額は23,360百万円であります。

## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |   |                          |
|---|--------------------------|
| (1) 有価証券報告書の訂正報告書<br>平成19年6月28日に提出した有価証券報告書及びその添付書類に係る訂正報告書であります。     | 平成21年5月27日<br>近畿財務局長に提出。 |
| (2) 有価証券報告書の訂正報告書<br>平成20年6月27日に提出した有価証券報告書及びその添付書類に係る訂正報告書であります。     | 平成21年5月27日<br>近畿財務局長に提出。 |
| (3) 訂正発行登録書<br>平成20年1月25日付社債の募集に係る発行登録書の訂正発行登録書であります。                 | 平成21年5月27日<br>近畿財務局長に提出。 |
| (4) 発行登録追補書類及びその添付書類<br>平成20年1月25日に提出した発行登録書及びその添付書類に係る発行登録追補書類であります。 | 平成21年5月28日<br>近畿財務局長に提出。 |
| (5) 臨時報告書<br>企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書であります。      | 平成21年6月2日<br>近畿財務局長に提出。  |
| (6) 訂正発行登録書<br>平成20年1月25日付社債の募集に係る発行登録書の訂正発行登録書であります。                 | 平成21年6月2日<br>近畿財務局長に提出。  |
| (7) 有価証券報告書及びその添付書類、確認書<br>事業年度 自 平成20年4月1日<br>(第7期) 至 平成21年3月31日     | 平成21年6月26日<br>近畿財務局長に提出。 |
| (8) 訂正発行登録書<br>平成20年1月25日付社債の募集に係る発行登録書の訂正発行登録書であります。                 | 平成21年6月26日<br>近畿財務局長に提出。 |
| (9) 発行登録追補書類及びその添付書類<br>平成20年1月25日に提出した発行登録書及びその添付書類に係る発行登録追補書類であります。 | 平成21年7月9日<br>近畿財務局長に提出。  |
| (10) 訂正発行登録書<br>平成20年1月25日付社債の募集に係る発行登録書の訂正発行登録書であります。                | 平成21年7月22日<br>近畿財務局長に提出。 |

- (11) 発行登録追補書類及びその添付書類  
平成20年1月25日に提出した発行登録書及  
びその添付書類に係る発行登録追補書類で  
あります。

平成21年8月3日  
近畿財務局長に提出。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



# 独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月21日

株式会社りそな銀行  
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野	勝	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	牧 野	あや子	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそな銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそな銀行及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 追記情報

企業結合に関する重要な後発事象等に記載されているとおり、会社の親会社である株式会社りそなホールディングス、会社及びりそな信託銀行株式会社は、平成20年11月7日開催の各社取締役会において、関係当局の認可等を前提として、会社とりそな信託銀行株式会社が合併することについて基本合意し、同日付にて覚書を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月19日

株式会社りそな銀行  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野	勝	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	牧 野	あや子	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそな銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそな銀行及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月21日

株式会社りそな銀行  
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野	勝	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	牧 野	あや子	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそな銀行の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第7期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそな銀行の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 追記情報

企業結合に関する重要な後発事象等に記載されているとおり、会社の親会社である株式会社りそなホールディングス、会社及びりそな信託銀行株式会社は、平成20年11月7日開催の各社取締役会において、関係当局の認可等を前提として、会社とりそな信託銀行株式会社が合併することについて基本合意し、同日付にて覚書を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。  
以上

- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月19日

株式会社りそな銀行  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岸 野	勝	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	牧 野	あや子	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社りそな銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社りそな銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	確認書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の5の2第1項
<b>【提出先】</b>	近畿財務局長
<b>【提出日】</b>	平成21年11月26日
<b>【会社名】</b>	株式会社りそな銀行
<b>【英訳名】</b>	Resona Bank, Limited
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 岩田直樹
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	該当ありません
<b>【本店の所在の場所】</b>	大阪市中央区備後町二丁目2番1号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当ありません

## 1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長岩田直樹は、当社の第8期中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。